

4 議案の要旨・附帯決議

内閣提出法律案

電気事業法の一部を改正する法律案(閣法第1号)

(衆議院 25.11.1可決 参議院 11.6経済産業委員会付託 11.13本会議可決)

【要旨】

本法律案は、現下の電力市場をめぐる状況に鑑み、段階的な電気事業に係る制度の抜本的な改革の一環として、今次、電気事業の遂行に当たっての広域的運営を推進する機関に係る制度の創設等の措置を講ずるとともに、電気事業者以外の者が保有する発電用の電気工作物の有効活用を図るため、託送制度の見直し等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、広域的運営の推進

- 1 電力需給のひっ迫時に電気事業者に対して供給区域を越えて広域的な電力融通の指示等を行う広域的運営推進機関を設立する。
- 2 経済産業大臣による電気事業者に対する供給命令の発動要件を災害等非常時以外にも拡充するとともに、卸供給事業者に対する供給命令制度等を整備する。

二、託送制度の見直し

自家発電設置者が、他の場所にある自社の工場等に電気を供給する場合に、一般電気事業者が正当な理由なく託送供給を拒んだときは、経済産業大臣は当該一般電気事業者に対し、託送供給を行うことを命ずることができるようにする。

三、電気の使用制限命令に係る制度の見直し

罰則付きの命令のみが規定されている電気の使用制限措置について、より緩やかな措置として、経済産業大臣による勧告制度を創設する。

四、電気事業に係る制度の抜本的な改革に係る措置

政府は、電気の安定供給の確保、電気の小売に係る料金の最大限の抑制並びに電気の使用者の選択の機会の拡大及び電気事業における事業機会の拡大を実現するため、引き続き、段階的に電気事業に係る制度の抜本的な改革を行うものとする。

- 1 電気の小売業への参入の全面自由化を、平成28年を目途に実施するものとし、このために必要な法律案を平成26年の常会に提出する。
- 2 法的分離による送配電部門の中立性の一層の確保及び電気の小売料金の全面自由化を、平成30年から平成32年までの間を目途に実施するものとし、このために必要な法律案を平成27年の常会に提出することを目指すものとする。

五、施行期日

この法律は、公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、二の規定は平成26年4月1日、三の規定は公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日、四の規定は公布の日から施行する。

【附帯決議】(25.11.12経済産業委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 電力システム改革の目的である「電気の安定供給の確保」、「電気の小売に係る料金の最大限の抑制」及び「電気の使用者の選択の機会の拡大及び電気事業における事業機会の拡大」の実現のため、原子力発電の稼働が進んでいない中で火力発電所等の電源脱落リスクや、海外からの化石燃料の輸入が増加し国民負担の増大が懸念されていることにも鑑み、第3段階までの法的措置の期限を待つことなく、スマートメーターの普及、卸売市場の拡大、発電所の環境アセスメントの緩和等の施策を含め検討し、可能なものについては早急に実施すること。
- 二 原子力政策の抜本的見直しが求められる中、原子力発電所の廃炉に係る電力会社等の負担の軽

減策など競争環境下における原子力発電の在り方、原子力賠償の在り方の見直し及び我が国における核燃料サイクル政策の位置付けについて早急に検討の上、電力システム改革と同時並行的に適切な施策を実施すること。

- 三 今後、第3段階の法的措置の実施を通じて達成するものとされている「送配電部門の中立性の確保」及び「電気料金の全面自由化」は、競争促進の効果と電力の使用者の利益を併せて実現する観点から同時に実施することを原則とすること。また、これらの事項を含む今後の電力システム改革の詳細な制度設計及び実施については、当該改革に当たっての課題検証とその結果に基づく課題克服のために必要な措置を講じることを前提として進めるとともに、今年中に策定される予定である新たなエネルギー基本計画の内容と整合性を図りつつ、関係方面に十分な説明を行うものとする。
 - 四 電力システム改革の遂行に際しては、今日まで電力の安定供給を支えてきた電力関連産業の労働者の雇用の安定や人材の確保・育成、関連技術・技能の継承に努めるとともに、改革の過程において憲法並びに労働基準法に基づく労使自治を尊重するものとする。また、当該労働者について一定の形態の争議行為の禁止を定める「電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律」については、自由な競争の促進を第一義とする電力システム改革の趣旨と整合性を図る観点から再検討を行うものとする。
 - 五 電気事業の規制に関する事務をつかさどる新たな行政組織は、実効性のある送配電部門の中立性の確保、電気の小売業への参入の全面自由化等の電力システム改革を推進する上で、必要な電気事業の規制に関するモニタリングを実施する等、必要最小限な組織とし、肥大化は極力避けること。
 - 六 広域的運営推進機関については、全国大での需給調整機能の強化や再生可能エネルギーの導入拡大とその円滑な運用を行うため連系線及び基幹系統の潮流の管理等を効率的に行うこととし、その業務の適正なマネジメントを確保するための仕組みを整備するとともに、専門的知見と中立性を備えた人材の育成及び確保に取り組むものとする。
- 右決議する。

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案(閣法第2号)

(衆議院 25. 11. 19可決 参議院 11. 22厚生労働委員会付託 12. 5本会議可決)

【要旨】

- 本法律案は、社会保障制度改革国民会議における審議の結果等を踏まえ、社会保障制度改革について、その全体像及び進め方を明らかにするとともに、その推進に必要な体制を整備すること等により、これを総合的かつ集中的に推進するとともに、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革を推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。
- 一 政府は、社会保障制度改革を推進するとともに、自助・自立のための環境整備等に努めるものとする。
 - 二 政府は、全世代対応型の社会保障制度の構築を目指す中で、子ども・子育て支援の総合的な提供、待機児童解消加速化プラン等の実施に当たって必要となる措置を着実に講ずるものとする。
 - 三 政府は、医療保険制度等に全国民が加入する仕組みを維持することを旨として、効率的かつ質の高い医療提供体制及び地域包括ケアシステムの構築等に必要な法律案を平成26年の常会に、持続可能な医療保険制度等の構築に必要な法律案を平成27年の常会に、それぞれ提出することを目指すものとする。
 - 四 政府は、介護保険の保険料に係る負担の増大の抑制を図るとともに、地域包括ケアシステムの構築を通じ、必要な介護サービスを確保する観点から、介護保険制度について、必要な措置を講ずるものとし、必要な法律案を平成26年の常会に提出することを目指すものとする。
 - 五 政府は、基礎年金の国庫負担割合の2分の1への恒久的な引上げ等の措置を講ずるものとし、公的年金制度等について、短時間労働者に対する適用拡大等の必要な措置を講ずるものとする。

- 六 受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、内閣に、関係閣僚により構成する社会保障制度改革推進本部及び委員20人以内をもって組織する社会保障制度改革推進会議を置く。
- 七 一から五までの措置のうち制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に係るものについては、増加する消費税及び地方消費税の収入の活用並びに社会保障の給付の重点化及び制度の運営の効率化により必要な財源を確保しつつ、講ずるものとする。
- 八 政府は、一から五までの措置のうち地方自治に重要な影響を及ぼすと考えられる措置を講ずるに当たっては、全国的連合組織の代表者等と十分に協議を行い、理解を得ることを目指すものとする。
- 九 この法律は、六を除き、公布の日から施行する。

産業競争力強化法案(閣法第3号)

(衆議院 25. 11. 19修正議決 参議院 11. 20経済産業委員会付託 12. 4本会議可決)

【要旨】

本法律案は、我が国経済を再興すべく、我が国の産業を中長期にわたる低迷の状態から脱却させ、持続的発展の軌道に乗せるためには、経済社会情勢の変化に対応して、産業競争力を強化することが重要であることに鑑み、産業競争力の強化に関し、基本理念、国及び事業者の責務並びに産業競争力の強化に関する実行計画について定めることにより、産業競争力の強化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための態勢を整備するとともに、規制の特例措置の整備等及びこれを通じた規制改革を推進し、併せて、産業活動における新陳代謝の活性化を促進するための措置、株式会社産業革新機構に特定事業活動の支援等に関する業務を行わせるための措置及び中小企業の活力の再生を円滑化するための措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

なお、衆議院において、政府は、実行計画に定める重点的に講ずべき施策（以下「重点施策」という。）の進捗及び実施の効果に関する評価を行ったときは、重点施策の進捗及び実施の状況並びに評価の結果を公表するとともに、各年度ごとに、重点施策の進捗及び実施の状況並びに評価の結果に関して、報告書を作成し、これを国会に提出しなければならないことを追加する内容の修正が行われた。

一、産業競争力の強化に関する実行計画の策定

平成25年度以降の5年間を集中実施期間として産業競争力の強化に関する施策を集中的かつ計画的に実施する期間と位置付ける。また、集中実施期間における重点施策の内容等を定めた実行計画を策定し、産業競争力の強化に関する施策の総合的な推進及び迅速かつ確実な実施を図る。

二、規制改革を推進するための制度の創設

新たな事業活動を実施しようとする事業者に、安全性等を確保する措置を講ずることを前提に、規制の特例措置を認める制度（企業実証特例制度）を創設する。また、現行の規制の適用範囲が不明確な分野においても、事業者が躊躇すること無く新分野進出等の取組を行い得るよう、具体的な事業計画に即して、あらかじめ規制の適用の有無を確認できる制度（グレーゾーン解消制度）を創設する。

三、産業の新陳代謝を促進するための措置

ベンチャーファンドに出資する事業者に支援措置を講じ、ベンチャーファンドを通じたベンチャー企業に対する資金供給を円滑化し、その成長を後押しする。また、世界に通用する競争力の高い事業の創出や新たな事業への挑戦等の事業革新を推進するために事業者が取り組む事業再編を促進するための措置を講ずる。さらに、設備投資を通じた企業内での新陳代謝の活性化のため、リスクの高い先端設備投資を促進するための措置を講ずる。

四、中小企業の活力を再生するための措置

地域における創業を支援するため、市区町村が民間の創業支援事業者と連携して、創業支援体

制を構築する取組に対して、国が全面的に支援する。また、中小企業の事業再生支援を強化するため、独立行政法人中小企業基盤整備機構の機能拡充等を行う。

五、産業競争力強化のためのその他の措置

国立大学法人等によるベンチャーファンドへの出資の特例や中小企業等を対象とした特許料の減免措置等を講ずる。また、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に盛り込まれた措置のうち、株式会社産業革新機構によるオープンイノベーションの促進や早期事業再生の円滑化等、成長戦略の実行及び加速化に必要なものについて、所要の見直しを行った上で本法律案に位置付ける。

六、施行期日等

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。また、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法は廃止する。

【附帯決議】(25.12.3経済産業委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 産業競争力の強化は、民間事業者の自発的な取組によって行われるべきものであることに鑑み、政府の関与は最小限とし、あくまで民間事業者の活力の向上を促進するための環境整備にとどめること。また、企業収益の改善が雇用増大、賃金上昇及び消費拡大につながる好循環を安定的に生み出していくために、供給面のみならず需要面も加味した施策を講ずること。
- 二 企業実証特例制度において、事業所管大臣と規制所管大臣の協議が整わない場合、法律の趣旨に則り、内閣総理大臣が適切に調整を行うこと。
- 三 企業実証特例制度及びグレーゾーン解消制度の運用に当たっては、新たな規制の特例措置の求め及び規制の解釈及び適用の確認の求めについて、原則として1か月以内に回答を行うこととし、当該期間に回答できない場合には、1か月毎にその旨及び理由を通知すること。また、新たな規制の特例措置の求め及び規制の解釈及び適用の確認の求めの件数については、四半期毎に公表すること。さらに、制度を活用しようとする事業者の視点に立って、二つの制度が一体的に進められるよう配慮するとともに、早期にモデルケースを明示し、可能な限り情報公開を進めることを通じて、企業にとっての予見可能性を高めるよう努めること。
- 四 事業再編計画、特定事業再編計画及び中小企業承継事業再生計画について、計画に伴う失業の予防等雇用の安定に万全を期するため、計画の作成に当たり、事業者が労働組合等と十分協議を行い、また、計画の実施に際して、事業者が雇用の安定等に十分な配慮を行うなど、労働者の雇用の安定及び質の高い雇用の創出・維持に最大限の考慮を払いつつ当該計画が実施されるよう、厳に適切な運用を行うこと。
- 五 中小企業承継事業再生計画については、人員削減が主たる目的とならないこと、第2会社に移行する労働者の労働契約及び労働条件が不当に切り下げられないこと、また、第2会社に移行しない労働者がいる場合にはその選定が恣意的にならないよう、労働組合等と協議により十分に話し合いを行うことを要件として認定すること。
- 六 ベンチャー企業の支援について、従前の施策が必ずしも十分な成果を上げられなかった要因について検証を行うとともに、日本再興戦略に掲げる開・廃業率10パーセント台の目標達成に向けて、大企業と比べて十分な経営基盤を構築することができないベンチャー企業がその成長過程に応じた支援を受けられるよう、資金、経営ノウハウ、人材確保等、多方面にわたる支援の仕組みを構築すること。また、ベンチャーファンドへの投資を促すため、特定新事業開拓投資事業計画の認定基準は、経済の実態に合わせ、可能な限り弾力的に設定し、運用すること。さらに、本法に基づく地域中小企業等の創業支援に当たっては、十分な体制を整えられない市区町村に対し国として必要な支援を行う等、実効的な創業支援体制の構築に万全を期すこと。
- 七 先端設備投資を促進するためのリース手法を活用した施策については、速やかに詳細な制度設計を行うとともに、リース事業者及び利用者に対し周知徹底などを積極的に行うことにより利用拡大に努めること。

- 八 中小企業の再生支援に当たっては、今後、事業再生を要する中小企業の増加が予想されることから、本法により規定される独立行政法人中小企業基盤整備機構の機能拡充、事業再生計画実施関連保証の創設を始めとした支援策を関係者に広く周知するよう引き続き努力するとともに、再生支援の強化に寄与する専門人材の育成・確保に取り組むこと。
- 九 株式会社産業革新機構については、機構設立以降の実績の検証の上に立ちつつ、民間の目利き人材の十分な確保及びその積極的活用等を図り、出資対象の審査を継続的かつ厳格に実施する体制を整備するとともに、中長期の産業資本を提供することを通じて次世代産業の育成を図るという目的の実現に向けた適切な運営に努めること。
- 右決議する。

海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法案(閣法第4号)

(衆議院 25.11.5可決 参議院 11.6国土交通委員会付託 11.13本会議可決)

【要旨】

本法律案は、海賊多発海域において、原油その他の国民生活に不可欠な物資であって輸入に依存するものの輸送の用に供する日本船舶の航行に危険が生じていることに鑑み、その航行の安全を確保するため、国土交通大臣の認定を受けた計画に係る日本船舶において、小銃を用いた警備を実施することができる等の特別の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 特定警備実施要領の策定

国土交通大臣は、海賊行為による被害を防止するために政令で定める海賊多発海域において小銃を用いて実施される特定警備が、その目的の達成に必要な範囲内で適正に実施されることを確保するために、特定警備実施要領を策定するものとする。

二 特定警備計画の認定

国民生活に不可欠な物資を輸送するなど一定の要件を満たす日本船舶の所有者は、船舶ごとに特定警備計画を作成し、国土交通大臣の認定を受けることができるものとする。

三 特定警備の実施

小銃の取扱いに関する知識及び技能を有し、かつ、欠格事由に該当しないことについてあらかじめ国土交通大臣の確認を受けた民間警備員は、認定を受けた特定警備計画に基づく特定警備に従事するために、特定警備実施要領に従い、小銃を所持し、海賊船舶の著しい接近時等一定の場合には、これを使用することができるものとする。

四 施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

生活保護法の一部を改正する法律案(閣法第5号)(先議)

(参議院 25.11.5厚生労働委員会付託 11.13本会議可決 衆議院 12.6可決)

【要旨】

本法律案は、保護の決定に際してのより実効ある不正の防止、医療扶助の実施の適正化等を図ることにより、国民の生活保護制度に対する信頼を高めるとともに、被保護者の就労による自立の助長を図るため、保護の決定に係る手続の整備、指定医療機関等の指定制度の整備、被保護者が就労により自立することを促進するための給付金を支給する制度の創設等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 保護の開始の申請をする者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りではない。

二 保護の実施機関は、必要があると認めるときは、要保護者、扶養義務者等に対して報告を求めることができる。また、保護の実施機関等は、必要があると認めるときは、要保護者の資産及び

収入の状況に加え健康状態等の事項につき、官公署等に対し、必要な資料の提供等を求めることができる。

- 三 医療の給付のうち、医師又は歯科医師が後発医薬品を使用することができると認められたものについては、被保護者に対し、可能な限り後発医薬品の使用を促すことによりその給付を行うよう努めるものとする。
- 四 指定医療機関の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その効力を失う。
- 五 都道府県知事等は、被保護者の自立の助長を図るため、安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなったと認められた者に対して、就労自立給付金を支給する。
- 六 保護の実施機関は、就労の支援に関する問題について、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業を実施するものとする。
- 七 被保護者は、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するよう努めなければならない。
- 八 不正な手段等により保護を受けた被保護者等に対する罰金を100万円以下とする。不正受給に係る返還金はその40パーセント以下の額を上乗せして徴収することができる。
- 九 この法律は、平成26年7月1日から施行する。ただし、三及び七については平成26年1月1日から、六については平成27年4月1日から施行する。

【附帯決議】(25.11.12厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、生活保護制度は、憲法25条が規定した「健康で文化的な最低限度の生活」を全ての国民に保障するための最後の砦であり、本法に基づいて保護が必要な国民に確実に保護を実施する必要があることから、本法の施行を機に、制度の意義や必要性、相談窓口の所在や申請の方法等について改めて国民への周知を図り、国民全体の理解を得るよう努めること。
- 二、申請権侵害の事案が発生することのないよう、申請行為は非要式行為であり、障害等で文字を書くことが困難な者等が口頭で申請することも認められるというこれまでの取扱いや、要否判定に必要な資料の提出は可能な範囲で保護決定までの間に行うというこれまでの取扱いに今後とも変更がないことについて、省令、通達等に明記の上、周知するとともに、いわゆる「水際作戦」はあってはならないことを、地方自治体に周知徹底すること。
- 三、生活保護制度の説明資料、申請書等について、保護の相談窓口で常時配備するなど、相談窓口における適切な対応について指導を徹底すること。また、相談窓口の対応等について実態調査を行うとともに、申請権侵害が疑われる事案が生じた場合に、不服のある相談者等が相談できる機関を設置するなど、制度のより適正な運営に向けた相談体制の在り方について検討すること。
- 四、扶養義務者に対する調査、通知等に当たっては、扶養義務の履行が要保護認定の前提や要件とはならないことを明確にするとともに、事前に要保護者との家族関係、家族の状況等を十分に把握し、要保護者が申請を躊躇したり、その家族関係の悪化を来したりすることのないよう、十分配慮すること。
- 五、生活保護受給者に対して就労による自立を促す際には、十分な相談・聞き取りを行い、被保護者の納得と理解を確認するなど、適切な指導を行うこと。また、就労自立給付金の支給に当たっては、就労による自立のインセンティブ付与と、被保護者の自立後の生活の安定に資するという二つの観点から、対象範囲を適正に設定し、必要な給付が行われるよう制度設計を行うこと。
- 六、生活保護制度の実施体制については、受給者数が急増していることや、個々人の異なる状況に時間をかけて密接に対応していく必要があることから、地方自治体に対する地方交付税措置を改善し、地方自治体におけるケースワーカー、就労支援員などの増員を図る等により、適正な配置を確保すること。
- 七、5年後の見直しに際しては、生活保護受給者数、人口比受給率、生活保護の捕捉率、餓死・孤立死などの問題事例等の動向を踏まえ、生活保護受給者、これを支援する団体、貧困問題に関し優れた見識を有する者等、関係者の意見を十分に聴取した上で、必要な改正を行うこと。

右決議する。

生活困窮者自立支援法案(閣法第6号)(先議)

(参議院 25.11.5厚生労働委員会付託 11.13本会議可決 衆議院 12.6可決)

【要旨】

本法律案は、生活困窮者について早期に支援を行い、自立の促進を図るため、生活困窮者に対し、生活困窮者自立相談支援事業を実施するとともに、生活困窮者住居確保給付金を支給する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所を設置する町村(以下「都道府県等」という。)は、就労の支援その他の自立の問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業等の生活困窮者自立相談支援事業を行うものとする。都道府県等は、当該事業の事務を都道府県等以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 二 都道府県等は、生活困窮者のうち離職等により経済的に困窮し、居住する住宅の所有権等を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となったものであって、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められるものに対し、生活困窮者住居確保給付金を支給するものとする。
- 三 都道府県等は、生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者一時生活支援事業、生活困窮者家計相談支援事業、生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業及びその他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業を行うことができる。都道府県等は、当該事業の事務を都道府県等以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 四 国は、一に要する費用のうち政令で定めるところにより算定した額及び二に要する費用の4分の3を負担するとともに、予算の範囲内において、三のうち、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者一時生活支援事業の実施に要する費用の3分の2以内を、その他の事業の実施に要する費用の2分の1以内を補助することができる。
- 五 雇用による就業を継続して行うことが困難な生活困窮者に対し、就労の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の事業を行う者は、当該事業が厚生労働省令で定める基準に適合していることにつき、都道府県知事の認定を受けることができる。
- 六 この法律は、一部を除き、平成27年4月1日から施行する。

【附帯決議】(25.11.12厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、自立相談支援事業の相談窓口においては、相談者の困窮の状況に応じて生活保護制度の下で生活再建を図ることも含め、最善の対応を行うよう指導を徹底すること。また、自立相談支援事業の相談員が策定する自立支援計画については、生活困窮者本人の意向を十分に考慮することとし、その実施、評価、改善・修正が適切に行われるようにするとともに、実施の途上で自立支援計画の実行が困難になった場合や、最低限度の生活が維持できないと判断された場合には、生活保護への移行を促すことも含めた適切な対応を講ずるよう指導すること。
- 二、自立相談支援事業の相談員については、その責務の一環として訪問支援にも積極的に取り組むこととし、ケースワーカーや民生委員等、関係者間の連携と協力の下、生活困窮者に対し漏れない支援を行うこと。また、そのために支援業務に精通する人員を十分に配置することを検討し、適切な措置を講ずること。
- 三、生活困窮者は心身の不調、家族の問題等多様な問題を抱えている場合が多く、また、問題解決のためには時間を要することから、個々の生活困窮者の事情、状況等に合わせ、包括的・継続的に支えていく伴走型の個別的な支援のための体制を整備すること。
- 四、就労準備支援事業の実施に当たっては、対象者が生活困窮者であることに鑑み、求職者支援制度を始めとする他の関連施策との整合性と連続性とを図る観点から、その生活の安定のための方策について更に検討を行うこと。
- 五、いわゆる中間的就労である就労訓練事業の実施に当たっては、訓練を実施する事業者を適切に

認定するとともに、当該事業者と自立支援計画の実施責任者とが密接な連携を図り、個々の生活困窮者の訓練実施、達成の状況などについての定期的な確認を行うよう適切な措置を講ずること。

六、本法に規定された各種施策を実施する費用について、地方自治体の負担分を含め、財政上の措置を適切に講ずるよう努めること。また、地方自治体における取組を通じて得られた好事例を広く周知することにより、本法に規定された各種施策が着実かつ効果的に実施されるようにすること。

七、生活困窮者の自立支援に当たっては、常に住民の立場に立って相談・支援を行ってきた民生委員・児童委員が最大限その役割を發揮できるように、必要な情報の提供や、研修の実施、関係機関との効率的な連携等、民生委員・児童委員が活動しやすい環境整備を更に進めること。

右決議する。

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第7号)

(衆議院 25. 11. 15可決 参議院 11. 20文教科学委員会付託 11. 27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を適正に行うため、高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)の支給について、所得制限を行う等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、法律の題名を「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」に改めること。

二、公立高等学校に係る授業料の不徴収制度を廃止し、公立高等学校の生徒についても就学支援金の支給の対象とすること。

三、保護者等の収入の状況に照らして、就学支援金の支給により当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者については、就学支援金を支給しないものとする。

四、受給権者は、文部科学省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、保護者等の収入の状況に関する事項を届け出なければならないものとし、正当な理由がなく当該届出をしないときは、就学支援金の支払を一時差し止めることができるものとする。

五、この法律は、平成26年4月1日から施行すること。

六、施行日前から引き続き高等学校等に在学する者については、従前の制度を適用するなど、必要な経過措置を設けること。

【附帯決議】(25. 11. 26文教科学委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、本法の施行から3年を経過した後、学校現場や地方公共団体等に対する本制度の影響、低所得世帯への経済的支援の拡充や公私間の教育費負担格差是正の状況等、本制度の具体的な効果や影響を様々な角度から検証した上で、全ての子どもたちに教育の機会均等を確保する観点から、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

二、本制度の趣旨・内容及び就学支援金支給に係る具体的な要件・手続について、当事者・関係者に対する周知・説明を十分に行うこと。特に、進路選択の時期に当たる中学3年生の生徒及び保護者が、制度変更等の影響により、進路の変更や断念を迫られることのないよう、特段の配慮を行うこと。

三、就学支援金の受給資格の認定に当たっては、本来就学支援金の受給権を持つ生徒等が支給から漏れることのないよう十分な対策を講ずること。特に、家庭環境等の実情にも十分考慮し、教育費を支出することが困難な生徒等に対しては別途、特段の配慮を行うこと。

四、受給資格認定のための申請の取扱いについては、その過程における生徒等のプライバシーや個人情報保護・管理に関して十分な対策を講ずるとともに、学校現場で生徒等が分断・差別されたり、いわゆる「スティグマ」に悩まされることのないよう十分な配慮を行うこと。また、その

事務処理等のために地方公共団体や学校現場に相当の事務量が発生することに鑑み、要員の確保や様々な財政措置等を行うことにより、その負担軽減に努めること。

五、急な家計変動が生じた生徒等に対しては、授業料減免の早急な実施等により、就学支援金の支給や加算が開始されるまでの接続を確保するなど、教育の継続に支障がないよう特段の配慮を行うこと。

六、高等学校等の中途退学後の再入学など、やむを得ない理由により修業年限を超えて在学している生徒等に対する授業料徴収に関しては、教育的な配慮を十分に行うこと。特に、定時制・通信制の高等学校については、様々な事情を抱えている生徒が多いことに鑑み、特段の配慮を行うこと。

七、教育は未来への投資であることに鑑み、就学支援金については、将来的に所得制限を行うことなく、全ての生徒等に支給することができるよう必要な予算の確保に努めること。また、引き続き教育費負担の軽減を図るとともに、一層の教育予算の拡充に努めること。

八、所得制限の導入により捻出される財源については、公私間格差の縮減や、奨学のための給付金の創設など教育費負担軽減施策に確実に用いること。そのために、平成26年度予算はもとより、今後の予算編成を通じて最大限の努力を行うとともに、その財源が地方公共団体によって確実かつ継続的に就学支援の拡充のために使われるよう、強く要請し、毎年その状況について調査・確認を行うこと。

九、国際人権A規約における中等教育の漸進的無償化条項の趣旨を踏まえ、後期中等教育の無償化を早期に実現するよう最大限努力すること。

右決議する。

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案(閣法第8号)

(衆議院 25. 11. 7可決 参議院 11. 8農林水産委員会付託 11. 15本会議可決)

【要旨】

本法律案は、土地、水、バイオマスその他の再生可能エネルギー電気の発電のために活用することができる資源が農山漁村に豊富に存在することに鑑み、農山漁村の活性化を図るとともに、エネルギーの供給源の多様化に資するため、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電を促進するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、基本理念

農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進は、市町村、再生可能エネルギー電気発電事業者、農林漁業者等の地域の関係者の相互の密接な連携の下に当該地域の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として行われなければならないこと、また、その促進に当たっては、地域の農林漁業の健全な発展に必要な農林地並びに漁港及びその周辺の水域の確保を図るため、これらの農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整が適正に行われなければならないこととする。

二、基本方針

主務大臣は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めることとする。

三、基本計画

市町村は、基本方針に基づき、当該市町村の区域における農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を作成することができることとする。

四、設備整備計画の認定

再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者は、当該整備に関する計画(以下「設備整備計画」という。)を作成し、基本計画を作成した市町村の認定を申請することができること

とする。

五、農地法等の特例措置

市町村の認定を受けた設備整備計画に従って行う事業については、農地法、森林法、漁港漁場整備法等の法律に基づく許可があったものとみなすこと等とする。

六、所有権移転等促進計画の作成

再生可能エネルギー発電設備の整備に必要な土地の確保と併せて、農業の担い手への農地の集約化など、周辺の農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用が確保されるようにするため、市町村が所有権移転等促進計画を定め、当該計画に定められた農林地等の権利移転等を一括して処理できるようにすることとする。

七、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】(25.11.14農林水産委員会議決)

我が国の農林漁業・農山漁村をめぐる厳しい状況に対処し、農山漁村の活性化を図るため、農山漁村に存在する土地、水、バイオマス等の資源を活用した発電を促進し、その利益を地域に還元させ、地域の活力の向上及び持続的発展に結び付けることが重要である。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 基本方針の策定に当たっては、基本理念に則り、再生可能エネルギー発電設備の整備を促進しつつ、事業者との密接な連携の下にその利益を農林漁業者をはじめ地域の関係者が十分に享受することにより、当該地域の活力向上及び持続的発展が図られるとともに、地域の農林漁業の健全な発展に必要な優良農地等の確保が確実に実現されるよう定めること。また、その内容が、市町村が作成する基本計画に十分に反映されるよう適切に指導すること。
- 二 市町村による基本計画の作成及び再生可能エネルギー発電設備整備計画の認定等に当たっては、その円滑かつ確実な実施が図られるよう、市町村に対し、必要な情報提供、助言その他の援助などきめ細かな配慮を行うこと。
また、市町村が農林地所有権移転等促進事業を行うに当たっては、農業委員会等と十分に連携することにより、農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用が確保され、地域農業の活性化につながるよう、市町村に対し、適切な助言等を行うこと。
- 三 再生可能エネルギー発電設備として利用されなくなった場合の農地等の原状回復等が確実に行われるよう措置すること。その際、市町村に過重な負担が生じないよう必要な措置を講ずること。
- 四 基本理念に掲げられた地域の関係者の相互の密接な連携を実効あるものにするため、本法第6条に定める協議会を活用し地域の合意形成が十分図られるよう適切に指導すること。
- 五 農林漁業の健全な発展に資する取組については、各地の事例を調査し、評価・分析を行うとともに、結果を公表すること等により、その着実かつ効果的な実施に向けた環境を整備すること。
- 六 再生可能エネルギー電気の発電の促進に当たっては、農山漁村に存在する土地、水、バイオマス等の資源の賦存状況、農山漁村の再生可能エネルギー供給の可能性を踏まえつつ、各種施策の充実を図ること。
また、農山漁村の活性化に向けて一層の効果が期待される小水力発電や木質バイオマス発電等の導入促進を図ること。
- 七 再生可能エネルギーに係る制度的・技術的な課題を把握し、その解決を図るとともに、再生可能エネルギー発電に係る利益を地域に還元させることができるよう、本法の施行状況はもとより、固定価格買取制度をはじめとする関係制度の運用状況について5年を待たずに評価・検証を開始し、その結果に基づき、速やかに適切な措置を講ずること。
- 八 東日本大震災からの一日も早い復興に向けて、被災地を中心とするバイオマス作物の栽培や未利用間伐材のエネルギー利用の実用化等の検討を進めるとともに、再生可能エネルギー導入への支援の充実を図り、エネルギーの地産地消を進めること。

右決議する。

特定秘密の保護に関する法律案(閣法第9号)

(衆議院 25. 11. 26修正議決 参議院 11. 27国家安全保障に関する特別委員会付託 12. 6本会議可決)

【要旨】

本法律案は、国際情勢の複雑化に伴い我が国及び国民の安全の確保に係る情報の重要性が増大するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴いその漏えいの危険性が懸念される中で、我が国の安全保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該情報の保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、特定秘密の指定等

- 1 行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務に係る別表に掲げる防衛、外交、特定有害活動の防止及びテロリズムの防止に関する事項に関する情報であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるものを特定秘密として指定するものとする。
- 2 行政機関の長は、指定をするときは、当該指定の日から起算して5年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとし、有効期間が満了する時において、1に規定する要件を満たすときは、5年を超えない範囲内においてその有効期間を延長するものとする。
- 3 行政機関の長、警視總監若しくは道府県警察本部長又は物件の製造若しくは役務の提供を業とする者で、特定秘密の保護のために必要な施設設備を設置していること等の基準に適合するもの(以下「適合事業者」という。)は、特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員等の範囲を定めることその他の特定秘密の保護に関し必要な措置を講ずるものとする。

二、特定秘密の提供

- 1 特定秘密を保有する行政機関の長は、他の行政機関が我が国の安全保障に関する事務を遂行するために当該特定秘密を利用する必要があると認めるとき等は、当該特定秘密を提供することができる。
- 2 その他公益上の必要による特定秘密の提供について定める。

三、特定秘密の取扱者の制限等

- 1 特定秘密の取扱いの業務は、原則として、行政機関の長等が実施した2の適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者でなければ、行ってはならない。
- 2 行政機関の長等は、当該行政機関の職員又は適合事業者の従業者等について、その者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないことについての評価(以下「適性評価」という。)を、適性評価の対象となる者の同意を得て実施するものとする。

四、雑則

- 1 政府は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し、統一的な運用を図るための基準を定めるものとする。
- 2 この法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならず、国民の知る権利の保障に資する報道の自由等に十分に配慮しなければならない。
- 3 出版又は報道の業務に従事する者の取材行為については、専ら公益を図る目的を有し、かつ、法令違反又は著しく不当な方法によるものと認められない限りは、これを正当な業務による行為とするものとする。

五、罰則

特定秘密の取扱いの業務に従事する者であって、その業務により知得した特定秘密を漏らしたものと及び特定秘密を保有する者の管理を害する行為により、特定秘密を取得した者等に対する所

要の罰則を設ける。

六、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、特定秘密を指定することができる行政機関の限定に関する規定を設けること、指定の有効期間の延長の上限に関する規定を設けること、国立公文書館等への移管に関する規定を設けること、内閣総理大臣が作成する四の1の基準は、閣議の決定を求めなければならないものとする、特定秘密の指定等の状況についての国会への報告等の規定を設けること、附則において、特定秘密の指定等の適正を確保するために、新たな機関の設置等について検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする、特定秘密の提供を受ける国会におけるその保護に関する方策について、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする等とすること等を内容とする修正が行われた。

国家公務員の配偶者同行休業に関する法律案(閣法第10号)

(衆議院 25.11.8可決 参議院 11.11総務委員会付託 11.15本会議可決)

【要旨】

本法律案は、平成25年8月8日の人事院の意見の申出に鑑み、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを希望する有為な国家公務員の継続的な勤務を促進するため、一般職の国家公務員について配偶者同行休業の制度を設けようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、職員が、外国での勤務その他の人事院規則で定める事由により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者と、当該住所又は居所において生活を共にするための休業として、配偶者同行休業の制度を設ける。
- 二、任命権者は、職員が配偶者同行休業を請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該請求をした職員の勤務成績等を考慮した上で、3年を超えない範囲内の期間に限り、配偶者同行休業をすることを承認することができる。
- 三、防衛省の職員について準用規定を設ける。
- 四、この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

地方公務員法の一部を改正する法律案(閣法第11号)

(衆議院 25.11.8可決 参議院 11.11総務委員会付託 11.15本会議可決)

【要旨】

本法律案は、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを希望する有為な地方公務員の継続的な勤務を促進するため、一般職の地方公務員について配偶者同行休業の制度を設けようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、職員が、外国での勤務その他の条例で定める事由により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者と、当該住所又は居所において生活を共にするための休業として、配偶者同行休業の制度を設ける。
- 二、任命権者は、職員が配偶者同行休業を申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例で定めるところにより、当該申請をした職員の勤務成績等を考慮した上で、3年を超えない範囲内において条例で定める期間、配偶者同行休業をすることを承認することができる。
- 三、この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

裁判官の配偶者同行休業に関する法律案(閣法第12号)

(衆議院 25. 11. 15可決 参議院 11. 20法務委員会付託 11. 27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするため、裁判官が外国で勤務等をする配偶者と生活を共にするための休業に関する制度を設けようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 裁判官が、外国での勤務その他の最高裁判所規則で定める事由により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者と、当該住所又は居所において生活を共にするための休業として、配偶者同行休業の制度を設ける。
- 二 最高裁判所は、裁判官が配偶者同行休業を請求した場合において、裁判事務等の運営に支障がないと認めるときは、3年を超えない範囲内の期間に限り、当該裁判官が配偶者同行休業をすることを承認することができる。
- 三 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律案(閣法第13号)

(衆議院 25. 11. 7可決 参議院 11. 13財政金融委員会付託 11. 15本会議可決)

【要旨】

本法律案は、国全体の財政の一層の効率化及び透明化を図るため、特別会計及びその勘定の廃止・統合等の措置を講ずるとともに、旧臨時軍事費特別会計の決算等の整理についての経過措置を廃止する等のほか、経済基盤強化のための資金に関する法律を廃止するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、基本理念規定の創設

特別会計の設置、管理及び経理に関し、効果的かつ効率的な事務及び事業の実施、区分経理の必要性の不断の見直し、租税収入を一般会計に計上することによる財政状況の総覧性の確保、特別会計における経理の区分の在り方の不断の見直し、剰余金の適切な処理並びに資産及び負債等の財務情報の開示を特別会計に共通する基本理念として定める。

二、特別会計及び勘定の廃止・統合等

- 1 社会資本整備事業特別会計、交付税及び譲与税配付金特別会計の交通安全対策特別交付金勘定を廃止し、一般会計化する等の措置を講ずる。
- 2 食料安定供給特別会計、農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及び漁業共済保険特別会計を統合する等の施策を講ずる。

三、国債整理基金特別会計及び外国為替資金特別会計の見直し

- 1 国債整理基金特別会計の事務費を一般会計へ移管するとともに、前倒債の発行収入金を発行年度において歳入外で経理し、翌年度の歳入に組み入れる規定を整備する。
- 2 外国為替資金特別会計の積立金を廃止するとともに、外国為替資金の運営について、取引相手先に金融商品取引業者を加える等の規定を整備する。

四、その他

- 1 旧臨時軍事費特別会計に関する歳入歳出の別途整理を終了する。
- 2 経済基盤強化のための資金に関する法律を廃止する。

五、施行期日

この法律は、平成26年4月1日から施行し、この法律による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成26年度の予算から適用する。

【附帯決議】(25. 11. 14財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 特別会計については、本法律案の成立により新たに規定される基本理念を踏まえ、今後とも社会経済情勢等の変化に的確に対応して、区分経理の必要性につき不断の見直しと検証を行うとと

もに、徹底した無駄の排除に努めること。また、特別会計の透明性の向上を図るため、事務・事業の内容や資産・負債の状況について一層の情報開示に努めること。

- 一 特別会計の積立金・資金については、依然として、多くの特別会計において、その保有すべき規模、水準等が具体的に示されていない状況にあることから、真に必要な規模・水準について引き続き検討に努めるとともに、その必要性、積立基準や規模・水準等について、適切な情報開示を行うこと。
- 一 財政資金の一層の効率的・効果的な活用を図るため、一般会計からの繰入れを財源とする特別会計については、可能な限り一般会計からの繰入れを抑制することによって、剰余金の縮減を図るとともに、新たに発生した剰余金については、毎年度の予算編成に当たって可能な限り一般会計に繰り入れること。
- 一 外国為替資金特別会計については、積立金制度の廃止後において、財投預託金を減額し、それにより政府短期証券を償還することにより、資産・債務の残高を縮減すること。また、同特別会計の外国為替資金の一部運用を金融商品取引業者等に委託する場合等には、為替市場への影響を考慮しつつ、責任の明確化の観点も踏まえ、国民の理解を得よう慎重な運用に努めること。
- 一 国債残高が累増し、借換国債を含めた国債発行額が巨額となっている現状に鑑み、市場との対話を重視した国債管理を強化するとともに、国債の安定消化に向けて、国債発行・流通市場の環境整備に努めること。

右決議する。

農地中間管理事業の推進に関する法律案(閣法第14号)

(衆議院 25. 11. 28修正議決 参議院 12. 2農林水産委員会付託 12. 5本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近における農業をめぐる諸情勢の変化に鑑み、農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、新たに農業経営を営もうとする者の農業への参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため、農地中間管理事業について、農地中間管理機構の指定その他これを推進するための措置等を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、目的

本法は、農地中間管理事業の的確な推進により、農業経営の規模の拡大、農用地の集団化、農業への参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、もって農業の生産性の向上に資することを目的とすることとする。

二、農地中間管理事業

「農地中間管理事業」とは、農用地の利用の効率化及び高度化を促進するため、都道府県の区域（農業振興地域の区域内に限る。）を事業実施地域として、農地中間管理機構が行う、農用地の借受け・貸付け等、当該農用地の管理、当該農用地についての利用条件の改善業務等をいうこととする。

三、農地中間管理事業の推進に関する基本方針

都道府県知事は、農地中間管理事業の推進に関する基本方針を定めるものとし、同基本方針においては、効率のかつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積に関する目標等、農地中間管理事業の推進に必要な事項を定めることとする。

四、農地中間管理機構の指定等

都道府県知事は、農地中間管理事業を適正かつ確実にを行うことができる一般社団法人又は一般財団法人を、都道府県に一を限り、農地中間管理機構として指定できることとする。

また、農地中間管理機構は、借り受ける農用地等の基準、農用地利用配分計画の決定の方法などを定めた農地中間管理事業規程を作成し、都道府県知事の認可を受けるとともに、これを公表しなければならないこととする。

さらに、農地中間管理機構の役員の選任及び解任は都道府県知事の認可を要することとともに、事業の実施状況が著しく不十分な場合等には都道府県知事は役員の解任を命ずることができることとする。

五、農用地の借受け・貸付け等

農地中間管理機構は、定期的に、区域ごとに、借受希望者を募集し、応募者及びその応募の内容に関する情報を整理して公表するとともに、貸付けに当たっては、農用地利用配分計画を定めて都道府県知事の認可を受け、その計画の公告により、農用地の利用権が設定されることとする。

また、農地中間管理機構は、利用することが著しく困難な農用地は借受けの対象に含めないこととともに、借り受けた農用地等が相当の期間を経過してもなお貸付けを行うことができない見込みがないと認められるとき等は、都道府県知事の承認を受けて、当該農地中間管理権に係る賃貸借又は使用貸借の解除をすることができることとする。

なお、農地中間管理機構は、あらかじめ、都道府県知事の承認を受けて、業務の一部を第三者に委託することができることとする。

六、国による評価

農林水産大臣は、農地中間管理機構の業務の実施状況について評価を行い、その結果及び優良事例に関する情報を公表すること等により、事業の効率的かつ効果的な実施を図ることとする。

七、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

なお、本法律案は、衆議院において、市町村は、適切と認める区域ごとに、当該区域の農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者、農業の将来の在り方及びそれに向けた農地中間管理事業の利用等に関する事項について、定期的に、農業者等の関係者による協議の場を設け、その協議の結果を取りまとめ、公表すること、附則の検討規定について、政府は、この法律の施行後5年を目途として、農地中間管理事業及びこれに関連する事業に関し、その実施主体、これらの事業に対する国の財政措置の見直し（農地中間管理機構に対する賃料に係る助成の見直しを含む。）その他のこれらの事業の在り方全般について検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置その他の措置を講ずること等を主な内容とする修正が行われた。

【附帯決議】（25.12.5農林水産委員会議決）

農業の生産性を高め、将来にわたって安定的な農業生産を行っていくため、担い手への農地集積と農地の集約化を一層加速化し、農業への新規参入を促進していくことが求められている。併せて、農業経営所得の安定・向上、農村の活性化とその持続的発展を図ることが重要である。

よって政府は、両法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 農地中間管理機構が十分に機能し、農地の集積・集約化の成果をあげていくためには、地域における農業者の徹底した話し合いを積み重ねていくことが必要不可欠である。

このため、人・農地プランの作成及びその定期的見直しについては、従来以上に強力に推進すること。農地中間管理機構は人・農地プランが策定されている地域に重点を置くとともに、人・農地プランの内容を尊重して事業を行うこととする。

また、人・農地プランと関連する各種予算措置についても、適切に確保するとともに、人・農地プランのより円滑な実施を図るための必要な法制上の措置の在り方について遅滞なく検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

二 農地の集積・集約化を進めるに当たっては、耕作者自らによる農地の所有が果たしてきている重要な役割も十分踏まえ、耕作者の地位の安定を図る観点から、長期にわたり耕作しない不在地主による農地所有を耕作者自らによる農地所有へと誘導するための施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

三 農地中間管理事業の実施に当たっては、農地法に基づく権利移動、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等既存の仕組みとの連携を密にし、相互に補完する体制を整備することにより、農地の出し手・受け手双方が利用しやすく、実効ある仕組みとすること。

四 農地中間管理機構が成果をあげていくためには、農地中間管理機構が自立的に活動できることが重要である。このため、国の効果的・効率的な財政支援を行うとともに、地方の負担は必要最小限とすること。

五 農地中間管理機構による農地の貸付先決定ルールについては、借受希望者のニーズを踏まえて公平・適切に調整するとともに、地域農業との調和及びその健全な発展に資するものとなるようにしていくこと。

特に、既に効率的・安定的な経営を行っている農業者の経営の発展に支障を与えないように十分留意すること。

六 中山間地域等の条件不利地域において農地中間管理事業を実施するに当たっては、農地の受け手が不足する等平地地との格差を考慮し、中山間地域等直接支払制度と連携するなど創意工夫を凝らした事業展開が可能となるよう措置すること。

七 市町村は、農地中間管理機構より農用地利用配分計画の案の作成・提出等の協力を求められる等農地中間管理事業の実施に当たって重要な役割を果たすことに鑑み、いずれの市町村においても、地域の実情に即しつつ、農地の出し手・受け手のニーズに応えた事業実施が図られるよう、農地中間管理機構と市町村及び市町村相互の協力・連携体制を整備すること。

その際、市町村は、農地の所在、所有者等の情報を把握している農業委員会の意見聴取を基本とするよう運用すること。また、法定化される農地台帳等の整備を進めるとともに、その公開ルールは他の法定台帳の取扱いルールを参考とする等個人の権利関係に留意すること。

八 農地中間管理事業による農地の利用集積に際しては、農地の出し手と受け手の掘り起こしとマッチングが不可欠であることに鑑み、地域の農地・農業事情に精通し、こうした地道な活動に取り組むことのできる人材の確保・育成に十分な支援を行うこと。

九 地域農業における集落営農の役割の重要性に鑑み、集落営農が農地の受け手として積極的に経営展開を図ることができるよう、法人化をはじめ、その活性化に向けた支援措置を講ずること。

十 都道府県に一を限って指定された農地中間管理機構は、必要があるときは他の農地中間管理機構と情報の共有化等の連携を図ること。

十一 農地中間管理機構が借り受けた農地について、所有者の変更や権利制限に係る事由が発生した場合等において、農地中間管理機構が適切な措置を講ずること。

十二 農協及びその出資法人についても、農地流動化に関する実績・能力のあるところは、農地中間管理機構が委託することにより、機構の事業ルールに即して積極的に活用すること。

十三 農地中間管理機構は、農地の生産性を上げていく観点から、大区画化等の利用条件の改善を適切に進めること。

また、農地中間管理機構を介して集積・集約化された土地は農業生産のための公共財としての性格を強めるので、土地改良法等に基づく事業費の負担の在り方についても早急に検討すること。

十四 農林水産大臣は、農地中間管理事業の実施状況について全国的な見地から評価を行うに当たっては、農地及び農業経営をめぐる多様な状況をきめ細かく分析することにより、地域の実情に応じた農地の集積・集約化の取組が助長されるよう留意すること。

併せて、農地利用集積円滑化事業について、農地中間管理事業との適切な役割分担・相互補完が図られるよう、その実施状況について評価・検証を行い、優良な取組事例の紹介と全国展開に努めること。

十五 アドバイザリー・グループである産業競争力会議・規制改革会議等の意見については参考とするとともに、現場の実態を踏まえ現場で十分機能するものとなることを第一義として、制度の運用を行うこと。

右決議する。

農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律案（閣法第15号）

(衆議院 25. 11. 28修正議決 参議院 12. 2農林水産委員会付託 12. 5本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近における農業をめぐる諸情勢の変化に鑑み、望ましい農業構造の実現に向けた農業の構造改革を推進するため、新たに農業経営を営もうとする者に対する支援の充実、遊休農地の農業上の利用の増進を図るための措置の強化、投資事業有限責任組合による農業法人に対する投資の円滑化等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、農業経営基盤強化促進法の一部改正

1 農地中間管理機構の事業の特例

都道府県知事は、必要があると認めるときは、農業経営基盤強化促進基本方針に農地中間管理機構が行う農地売買等事業などの実施に関する事項を定めることとするとともに、農地中間管理機構は、事業規程を定め、都道府県知事の承認を受けたときは、農地売買等事業などを行うことができることとする。

2 青年等の就農支援

都道府県知事は、農業経営基盤強化促進基本方針に、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標を定めることとするとともに、市町村は、農業経営基盤強化促進基本構想に、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標を定めることとする。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等は、青年等就農計画を作成し、市町村の認定を受けることができることとし、認定を受けた者に対して日本政策金融公庫等が無利子資金の貸付けを行うことができることとする。

3 法人化の推進等

国及び地方公共団体は、農業経営の法人化、集落営農の組織化の推進、農業経営の改善を行うおうとする法人に対する投資の円滑化その他の措置を講ずるように努めることとする。

二、農地法の一部改正

1 遊休農地に関する措置の強化

農業委員会は、遊休農地があるとき、又は、耕作者が不在となること等により遊休農地化することが見込まれる農地があるときは、遊休農地の所有者等に対して農地の利用意向調査を行い、農地中間管理機構に貸し出す意向の有無等を確認することとするとともに、都道府県知事の裁定による農地中間管理機構への利用権設定に至る手続を簡素化することとする。

また、遊休農地の所有者等が確知できない場合の公告の制度を改善することとする。

2 農地台帳等の法定化

農業委員会は、農地の所在、所有者、賃貸借権等の種類・存続期間等を記録した農地台帳及び地図を磁気ディスクをもって作成し、これを公表することとする。

三、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一部改正

農林水産大臣の計画承認を受けて農業法人投資育成事業を行う投資主体として、投資事業有限責任組合を追加するとともに、日本政策金融公庫は、大臣承認を受けた投資事業有限責任組合に対しても出資の業務を行うことができることとする。

四、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の廃止

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法は廃止することとする。

五、施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

なお、本法律案は、衆議院において、農地中間管理事業の推進に関する法律案に対する修正に伴い、必要な技術的な修正が行われた。

【附帯決議】 (25. 12. 5農林水産委員会議決)

農地中間管理事業の推進に関する法律案（閣法第14号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律案(閣法第16号)

(衆議院 25. 11. 8可決 参議院 11. 11環境委員会付託 11. 15本会議可決)

【要旨】

原子力規制委員会設置法附則第6条第4項においては、独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「機構」という。）が行う業務を原子力規制委員会に行わせるため、可能な限り速やかに機構を廃止するものとし、また、機構の職員が原子力規制庁の相当の職員となることを含め、このために必要となる法制上の措置を速やかに講ずるものとするとしている。

本法律案は、この規定に基づき、機構が行う業務を原子力規制委員会に移管するため、機構を解散し、その事務を国が引き継ぐこととする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、機構は、この法律の施行の時に解散するものとし、その資産及び債務は国が承継するものとする。
- 二、独立行政法人原子力安全基盤機構法（平成14年法律第179号）は、廃止するものとする。
- 三、原子力規制委員会委員長が、機構の職員を原子力規制委員会職員として採用するために必要な手続を設ける。併せて、機構を退職した者であって年齢60年以上のものを、原子力規制委員会職員として採用することができるものとする。
- 四、三により採用された原子力規制委員会職員となった者であって、人事院規則で定める者については、人事院規則で定めるところにより、人事院規則で定める期間、特別の手当を支給するものとする。
- 五、原子力規制委員会職員となった者の退職手当の算定は、機構の職員としての在職期間を、国の職員としての在職期間として通算するものとする。
- 六、原子力規制委員会職員となった者の厚生年金保険等から国家公務員共済組合への移行に当たり必要な特例を設ける。
- 七、機構の解散に伴い、機構の業務を原子力規制委員会に移管するための原子炉等規制法の改正など、関係法律の規定について所要の規定の整備を行う。
- 八、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（25. 11. 14環境委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「機構」という。）の職員を原子力規制委員会へ採用する際の具体的な手続について明らかにするとともに、「できる限り一体として原子力規制委員会職員とするよう努める」ことと定めた本法の規定に鑑み、原子力規制委員会への採用を希望する機構職員については可能な限り採用すること。
- 二、機構を統合した後の原子力規制委員会の体制づくりや機構から採用した職員の配置に際しては、機構出身者の能力を最大限に生かせるよう十分配慮すること。
- 三、原子力規制委員会に採用される機構の職員に支給される人事院規則で定める特別の手当の検討に当たっては、当該職員の高い知見や技術力を適正に勘案しつつ、国家公務員である原子力規制委員会職員になったことにより収入等に大きく影響が及ばないような給与体系となるよう十分配慮すること。
- 四、原子力規制委員会への採用を希望しない機構職員に対しては、再就職の支援等に最大限配慮すること。
- 五、機構職員が有する原子力安全規制行政に係る知見や技術を、原子力規制庁の若手職員等に引き継ぐための体制を構築するとともに、原子力安全規制行政の将来を見据えた人材の育成に努めること。
- 六、原子力規制委員会の有する科学的知見や専門的技術の一層の向上に努めることにより、事業者の監視・監督機能の一層の適正化を図ること。

- 七、原子力規制委員会が発足してから1年以上が経過しているにもかかわらず、同委員会設置法に規定されている原子炉安全専門審査会、核燃料安全専門審査会及び放射線審議会が未だに設置されていない現状に鑑み、早期に設置すること。
- 八、原子力規制委員会の研究調査機能の強化に努めるとともに、関連する大学や研究調査機関等との連携を深め、原子力安全規制のための技術の向上に努めること。
- 九、海外の最新の知見や技術を取り入れるため、外国人有識者の活用並びに諸外国の原子力関係機関との意見交換及び情報共有を一層推進すること。また、これまで機構が行ってきた海外の技術支援機関等との協力等を、原子力規制委員会が引き続き行えるよう体制整備を図ること。
- 十、原子力に係る高い知見や技術を有する民間の人材を積極的に採用するなど、原子力規制委員会の一層の体制強化に努めること。
- 十一、原子力規制行政の確実な実施のためには、原子力利用における安全の確保に資する研究を不断に実施し、科学的知見を蓄積していくことが不可欠であることから、原子力規制委員会設置法附則第6条第5項の規定に基づき、独立行政法人日本原子力研究開発機構その他の関係団体の組織及び業務の在り方について早期に検討を行い、必要な措置を講ずること。
- 十二、東京電力福島第一原子力発電所事故の廃炉作業において、汚染水問題や、使用済燃料プールからの燃料取り出しなど課題が山積している状況を踏まえ、今回の改正により原子力規制委員会の規制機関としての専門性を高めることにより、廃炉・汚染水問題に係る安全確保の監視に万全を尽くすこと。
右決議する。

交通政策基本法案(閣法第17号)

(衆議院 25. 11. 15可決 参議院 11. 20国土交通委員会付託 11. 27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、交通が、国民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活発な地域間交流及び国際交流並びに物資の円滑な流通を実現する機能を有するものであり、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図るために欠くことのできないものであることに鑑み、交通に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、交通安全対策基本法と相まって、交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 交通に関する施策について、基本理念等を定めることとする。
- 二 交通に関する施策について、国、地方公共団体、交通関連事業者及び交通施設管理者の責務並びに国民等の役割について定めることとする。
- 三 政府は、交通に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならないこととする。
- 四 政府は、毎年、国会に、交通の動向及び政府が交通に関して講じた施策に関する報告等を提出しなければならないこととする。
- 五 政府は、交通に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通政策基本計画を定めなければならないこととする。
- 六 交通に関する基本的施策として、国及び地方公共団体の施策を定めることとする。
- 七 この法律は、公布の日から施行することとする。

【附帯決議】(25. 11. 26国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 交通政策基本計画の策定及びその施策の推進に当たっては、国、地方公共団体、交通関連事業者、交通施設管理者、住民その他の関係者による効果的な相互連携が図られるよう配慮するとともに、利用者目線に立ちつつ、国民の意見が反映されるよう努めること。また、「社会資本整備

- 重点計画」の内容やその計画期間等との整合に留意すること。さらに、新たな「国土のグランドデザイン」の構築においては、本法の基本理念等がいかされるようにすること。
- 二 交通における安全・安心をより確実なものとするため、道路交通・鉄道の安全等陸上交通の安全、船舶の保安等海上交通の安全及び航空保安等航空交通の安全の各分野について、関係法律で定めるところにより、万全を期すとともに、関係府省庁の連携による安全・保安体制の一層の充実等が図られるよう努めること。
 - 三 運輸事業その他の交通に関する事業が健全に発展し、サービスが安定して供給されるよう、交通に関する施策の推進に当たっては、交通関連事業者及び交通施設管理者による適切な業務の推進、交通に関する事業において必要とされる交通従事者の労働環境の改善及び人材の育成・確保等についても十分に配慮するよう指導すること。
 - 四 大規模な災害が発生した場合における被害の軽減及び交通機能の迅速な回復のため、交通施設における老朽化対策及び耐震化対策等を推進するとともに、代替交通手段の整備、避難・救援・緊急輸送など非常時の移動手段の確保等に万全を期すこと。また、東日本大震災の教訓からミッシングリンクの解消等「命の道づくり」をより一層推進すること。
 - 五 今後急速な人口減少・高齢化の進展が見込まれる中で、コンパクトシティの形成など交通とまちづくりの連携を一層推進するとともに、離島、過疎地域、中山間地域、豪雪地帯、半島地域など地理的、自然的、社会的条件の厳しい地域等における国民の交通に対する基本的な需要が適切に充足されるよう、地域公共交通や物流の確保・維持・改善に努めること。
 - 六 高齢者、乳幼児、障害者、妊産婦等の円滑な移動を可能とする交通施設のバリアフリー化に当たっては、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」における目標年が東京オリンピック及びパラリンピックの開催年であることも踏まえ、我が国がより先進的なバリアフリー社会となるよう、その着実な推進を図ること。
 - 七 交通分野における環境負荷の低減、省エネルギー化を推進するため、低公害車の普及促進、貨物輸送におけるモーダルシフトの推進やトラックの自営転換、交通における次世代技術の開発等への取組が一層推進されるよう努めること。また、ICT技術その他の技術の開発・活用等によって、交通の利用者利便の向上、交通の効率的な運営による産業競争力の強化、観光振興等が図られるよう努めること。
 - 八 自転車、本法において他の交通モードと並ぶものとして明確に位置付けられたことを踏まえ、自動車や歩行者等との共存関係が形成されるよう、関係府省庁は連携を強化し、自転車道・駐輪場の整備等走行環境の改善などその利用促進に向けた施策に取り組むとともに、事故の減少を図るための施策を総合的に講じること。
 - 九 交通の利用促進や物流の円滑化を通じた我が国の成長力の強化を図るため、高速道路、鉄道、港湾、空港をはじめとする交通インフラの料金や運賃等については、利用者利便や国際競争力の更なる向上に資するとともに各交通モード間の持続的な連携を可能とするバランスある水準となるよう十分に配慮すること。
 - 十 2020年の東京オリンピック及びパラリンピックの開催に向けて、日本の津々浦々まで外国人旅客が旅できる国土・地域づくりを目指して、交通手段の充実、移動の円滑化、観光旅客の円滑な往来の促進等を図るとともに、万が一の大規模災害発生時における交通機能の維持、円滑な避難の確保等に万全を期すること。
 - 十一 交通に対する基本的な需要の充足に当たっては、高齢者、障害者、妊産婦等を含む国民が日常生活及び社会生活を営むに当たり必要な移動、物資の円滑な流通等の需要が十分にくみ取られたものとなるよう最大限配慮すること。国民の交通に対する基本的な需要が充足され、安全・安心・快適な移動が実現されるよう、万全を期すこと。
 - 十二 本法の制定及び交通政策基本計画の策定を踏まえ、これまでの交通政策の見直しを行うとともに、法制や助成制度を含め、行政運用に的確に対応すること。また、本法の施行状況について一定期間ごとに検証を行い所要の見直しを図ること。

右決議する。

国家戦略特別区域法案(閣法第18号)

(衆議院 25. 11. 21修正議決 参議院 11. 22内閣委員会付託 12. 7本会議可決)

【要旨】

本法律案は、我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点の形成することが重要であることに鑑み、国家戦略特別区域に関し、規制改革その他の施策を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国家戦略特別区域基本方針

- 1 政府は、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るための基本的な方針（以下「国家戦略特別区域基本方針」という。）を定めなければならない。
- 2 内閣総理大臣は、国家戦略特別区域諮問会議の意見を聴いて、国家戦略特別区域基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

二、区域計画の認定等

1 区域方針

内閣総理大臣は、国家戦略特別区域ごとに、国家戦略特別区域基本方針に即して、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する方針（以下「区域方針」という。）を定めるものとする。

2 国家戦略特別区域会議

- (一) 国家戦略特別区域ごとに、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るための計画（以下「区域計画」という。）の作成等を行うため、国家戦略特別区域担当大臣及び関係地方公共団体の長は、国家戦略特別区域会議を組織する。
- (二) 内閣総理大臣は、区域方針に即して、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資すると認める特定事業を実施すると見込まれる者を、国家戦略特別区域会議に構成員として加えるものとする。

3 区域計画の認定

- (一) 国家戦略特別区域会議は、国家戦略特別区域基本方針及び区域方針に即して、区域計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するものとする。区域計画には、構造改革特別区域法に規定する特定事業の内容等を定めることができる。
- (二) 区域計画は、国家戦略特別区域担当大臣、関係地方公共団体の長及び2の(一)に規定する構成員の全員の合意により作成するものとする。
- (三) 内閣総理大臣は、(一)の申請があった場合において、区域計画が国家戦略特別区域基本方針及び区域方針に適合するものであること等の基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。
- (四) 内閣総理大臣は、認定をしようとするときは、区域計画に定められた特定事業に関する事項について、当該特定事業に係る関係行政機関の長の同意を得なければならない。

三、国家戦略特別区域における規制の特例措置等

国家戦略特別区域において講ずることができる、旅館業法、医療法、建築基準法、道路法、農地法、都市計画法等の法律等による規制の特例措置等のほか、個別労働関係紛争の未然防止等のための事業主に対する援助等について定める。

四、国家戦略特別区域諮問会議

内閣府に、国家戦略特別区域諮問会議を置く。同会議は、議長及び議員10人以内をもって組織

し、国家戦略特別区域の指定に関する事項等の事務をつかさどる。

五、施行期日等

- 1 この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。
- 2 政府は、一定の期間内に終了すると見込まれる事業で、高度の専門的な知識等を必要とする業務に就く労働者に係る有期労働契約の特例について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとし、必要な法律案を平成26年に開会される国会の常会に提出することを目指すものとする。
- 3 政府は、公立学校の管理を民間に委託することを可能とするため、この法律の施行後1年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

なお、本法律案は、衆議院において、区域計画への構造改革特別区域法に規定する特定事業等の追加等、個別労働関係紛争の未然防止等のための事業主に対する援助の実施に関する内閣総理大臣等の意見に関する規定の追加、国家戦略特区支援利子補給金に関する検討条項の追加等を内容とする修正が行われた。

国家公務員法等の一部を改正する法律案(閣法第19号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、国家公務員制度改革基本法（平成20年法律第68号）に基づき、内閣による人事管理機能の強化等を図るため、人事の一元的管理に関する規定の創設、内閣官房の所掌事務及び内閣人事局の設置に関する規定の整備、内閣総理大臣補佐官に関する規定の整備及び大臣補佐官に関する規定の創設等、所要の改正を行おうとするものである。

民法の一部を改正する法律案(閣法第20号)

(衆議院 25. 11. 21可決 参議院 11. 21法務委員会付託 12. 5本会議可決)

【要旨】

本法律案は、民法の規定中嫡出でない子の相続分を嫡出である子の相続分の2分の1とする部分は憲法違反であるとの最高裁判所決定があったことに鑑み、当該部分を削除するものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 嫡出である子と嫡出でない子の相続分の同等化
民法の規定中嫡出でない子の相続分を嫡出である子の相続分の2分の1とする部分を削除する。
- 二 施行期日等
 - 1 この法律は、公布の日から施行する。
 - 2 この法律による改正後の規定は、平成25年9月5日以後に開始した相続について適用する。

薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律案(閣法第21号)

(衆議院 25. 11. 28可決 参議院 12. 2厚生労働委員会付託 12. 5本会議可決)

【要旨】

本法律案は、一般用医薬品のインターネット販売に関する最高裁判決等を踏まえ、医薬品及び薬剤の使用に際しての安全性の確保を図るため、医薬品の区分として要指導医薬品を新設し、その販売に際しての薬剤師の対面による情報提供及び薬学的知見に基づく指導を義務付ける等の医薬品の販売業等に関する規制の見直しを行うほか、指定薬物による保健衛生上の危害の発生を防止するため、その所持等を禁止する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 要指導医薬品とは、製造販売の承認を受けてから厚生労働省令で定める期間を経過しない医薬品、劇薬等のうち、その効能及び効果において人体に対する作用が著しくないものであって、薬

剤師その他の医薬関係者から提供された情報に基づく需要者の選択により使用されることが目的とされているものであり、かつ、その適正な使用のために薬剤師の対面による情報の提供及び薬学的知見に基づく指導が行われることが必要なものとして、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するものをいう。

- 二 薬局開設者又は店舗販売業者は、要指導医薬品の適正な使用のため、要指導医薬品の販売等を行う場合には、薬剤師に、対面により、厚生労働省令で定める事項を記載した書面（電磁的記録を表示したものを含む。）を用いて必要な情報を提供させ、及び必要な薬学的知見に基づく指導を行わせなければならない。
- 三 薬局開設者又は店舗販売業者は、要指導医薬品又は第1類医薬品の販売等を行う場合には、薬剤師に、あらかじめ、当該医薬品を使用しようとする者の年齢、他の薬剤又は医薬品の使用の状況その他の厚生労働省令で定める事項を確認させなければならない。
- 四 厚生労働大臣は、厚生労働省令で、薬局又は店舗における医薬品の販売等の実施方法（薬局又は店舗以外の場所にいる者に対して一般用医薬品の販売等を行う場合におけるその者との間の通信手段に応じた実施方法を含む。）に関する事項その他薬局開設者又は店舗販売業者が遵守すべき事項を定めることができる。
- 五 指定薬物は、医療等の用途以外の用途に供するために所持し、購入し、若しくは譲り受け、又は医療等の用途以外の用途に使用してはならない。
- 六 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

会社法の一部を改正する法律案(閣法第22号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、株式会社をめぐる最近の社会経済情勢に鑑み、社外取締役等による株式会社の経営に対する監査等の強化並びに株式会社及びその属する企業集団の運営の一層の適正化等を図るため、監査等委員会設置会社制度を創設するとともに、社外取締役等の要件等を改めるほか、株式会社の完全親会社の株主による代表訴訟の制度の創設、株主による組織再編等の差止請求制度の拡充等の措置を講じようとするものである。

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第23号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴い、商法その他の関係法律の規定の整備等を行おうとするものである。

公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案(第183回国会閣法第30号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、テロリズムに対する資金その他の利益の供与の防止のための措置を適切に実施するため、公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者に対する資金以外の利益の提供に係る行為についての処罰規定を整備するとともに、公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者に対し資金等を提供しようとする者に対する資金等の提供に係る行為等についての処罰規定を整備しようとするものである。

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律案(第183回国会閣法第52号)
(衆議院 25. 11. 5可決 参議院 11. 6法務委員会付託 11. 20本会議可決)

【要旨】

本法律案は、自動車運転による死傷事犯の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするため、悪質かつ危険な自動車の運転により人を死傷させた者に対する新たな罰則を創設するなど所要の罰則を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 危険運転致死傷罪の規定の整備

1 現行の刑法の危険運転致死傷罪における悪質・危険な一定の運転行為と同等に悪質・危険な運転行為であるところの通行禁止道路において重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為により人を死傷させたことも危険運転致死傷罪とした上、従来の危険運転致死傷罪とともに本法律案に規定する。

2 アルコール、薬物又は一定の病気の影響により正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で、そのことを認識しながら自動車を運転した上、客観的に正常な運転が困難な状態に陥って人を死傷させた者を、新たな危険運転致死傷罪の対象とし、現行の自動車運転過失致死傷罪よりも重い法定刑とする罰則を新設する。

二 過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪の新設

アルコール又は薬物の影響により正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で自動車を運転し、必要な注意を怠って人を死傷させた上、運転時のアルコール又は薬物の影響が発覚することを免れるべき行為をした者に対する罰則を新設する。

三 無免許運転による刑の加重の規定の新設

本法律案の罰則を犯した者が無免許運転をしたものであるときは、それぞれ、道路交通法の無免許運転罪との併合罪加重以上の重い法定刑とする罰則を新設する。

四 過失運転致死傷罪

現行の刑法の自動車運転過失致死傷罪を本法律案で規定する。

五 施行期日等

1 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 刑法の一部改正

危険運転致死傷(第208条の2)及び自動車運転過失致死傷(第211条第2項)の規定を削除する。

3 この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行う。

【附帯決議】(25. 11. 19法務委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 本法により新たに処罰対象となる罪の趣旨及び内容について、その周知徹底を図ること。

二 第3条第1項の「走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態」、及びそれに対する本人の認識の程度の評価に関し、民間団体や関係学会・医療関係団体から意見を聴くなどして、その範囲が不当に拡大され、あるいは適用にばらつきが生じることのないよう留意すること。

三 第3条第2項の危険運転致死傷罪の対象となる「自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるもの」を定めるに当たっては、民間団体や関係学会・医療関係団体から意見を聴くなどして、病気による症状と、運転技能及び交通事故との関係について吟味・検討した上で定めるとともに、本法施行後においては、最新の医学的知見が反映されるよう必要に応じその見直しを行うこと。また、同項の適用は、特定の病名そのものに対してではなく、その症状に着目してなされるものであることに鑑み、当該病気を有する者に対して不当な不利益が生じないよう本罪の趣旨及び内容の周知を徹底し、病気を理由とする差別を助長することがないよう努めること。

四 無免許運転が自動車運転のための最も基本的な義務に違反した極めて規範意識を欠いた行為で

- あることを踏まえ、第6条の無免許運転による刑の加重については、その施行後の適用状況を検証し、悪質な無免許運転による死傷を危険運転致死傷罪に含めることについても検討すること。
- 五 悪質な無免許運転による死傷を危険運転致死傷罪に含めることとする場合には、無免許運転の態様を把握するため、警察の免許管理システムの変更等を検討すること。
- 六 飲酒運転後のひき逃げの防止を強化するため、第4条の過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪の施行後の適用状況の検証を行い、その法定刑等の在り方についての更なる検討を行うこと。
- 七 過労運転による重大な死傷事故を防止するため、その処罰の在り方や法技術的な観点も含めた総合的な検討を行うこと。
- 右決議する。

消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案(第183回国会閣法第60号)

(衆議院 25.11.1修正議決 参議院 11.6消費者問題に関する特別委員会付託 12.4本会議可決)

【要旨】

本法律案は、消費者契約に関して相当多数の消費者に生じた財産的被害について、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差により消費者が自らその回復を図ることには困難を伴う場合があることに鑑み、その財産的被害を集団的に回復するため、特定適格消費者団体が被害回復裁判手続を進行することができることとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、共通義務確認訴訟に係る民事訴訟手続の特例

- 1 消費者契約法に規定する適格消費者団体の中から一定の要件を満たし、その申請に基づき内閣総理大臣が認定する特定適格消費者団体は、契約上の債務の履行の請求、不当利得に係る請求、契約上の債務の不履行による損害賠償の請求、瑕疵担保責任に基づく損害賠償の請求及び不法行為に基づく損害賠償の請求（民法の規定によるものに限る。）に係る消費者契約に関して相当多数の消費者に生じた財産的被害について、事業者が、これらの消費者に対し、これらの消費者に共通する事実上及び法律上の原因に基づき、金銭を支払う義務を負うべきことの確認を求める訴え（以下「共通義務確認の訴え」）を提起することができる。
- 2 共通義務確認の訴えに係る訴訟（以下「共通義務確認訴訟」という。）の確定判決は、当該共通義務確認訴訟の当事者以外の特定適格消費者団体及び当該共通義務確認訴訟に係る対象債権を有する消費者（以下「対象消費者」という。）の範囲に属する対象債権として裁判所に債権届出があった債権（以下「届出債権」という。）の債権者である消費者に対してもその効力を有する。

二、対象債権の確定手続

- 1 共通義務確認訴訟の結果を前提として、この法律の規定による裁判所に対する債権届出に基づき、相手方が認否をし、その認否を争う旨の申出がない場合はその認否により、その認否を争う旨の申出がある場合は裁判所の決定により、対象債権の存否及び内容を確定する裁判手続（以下「簡易確定手続」という。）については、当事者であった特定適格消費者団体の申立てにより、当事者であった事業者を相手方として、共通義務確認訴訟の第一審の終局判決をした地方裁判所が行う。
- 2 1の申立てをした特定適格消費者団体は、知っている対象消費者に対し、共通義務確認訴訟の確定判決の内容等を通知・公告しなければならないが、当該対象債権に係る対象消費者から授權を受けて、対象債権についての債権届出をし、及び当該対象債権について簡易確定手続を進行する。
- 3 相手方は、届出期間内に届出債権の内容について認否をしなければならないが、当該認否がないときは、相手方において届出債権の内容を全部認めたものとみなし、相手方が届出債権の内容を全部認めたときは、当該届出債権の内容は確定する。

三、特定適格消費者団体のする仮差押え

特定適格消費者団体は、当該特定適格消費者団体が取得する可能性のある債務名義に係る対象債権の実現を保全するため、民事保全法の規定により、仮差押命令の申立てをすることができる。

四、特定適格消費者団体の責務等

1 特定適格消費者団体は、対象消費者の利益のために、共通義務確認訴訟手続、簡易確定手続等の被害回復関係業務を適切に実施しなければならない、不当な目的のみだりに共通義務確認の訴えの提起等をしてはならない。

2 特定適格消費者団体は、被害回復関係業務を行うことに関し、報酬を受けることができる。

五、施行期日等

1 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律は、この法律の施行前に締結された消費者契約に関する請求に係る金銭の支払義務には、適用しない。

3 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、被害回復関係業務の適正な遂行を確保するための措置並びに共通義務確認の訴えを提起することができる金銭の支払義務に係る請求及び損害の範囲を含め、この法律の規定及び施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

なお、本法律案は、衆議院において、特定適格消費者団体が権限を濫用して事業活動に不当な影響を及ぼさないようにするための方策、特定適格消費者団体に対する支援の在り方並びに共通義務確認の訴えを提起することができる請求及び損害の範囲等の規定の検討、この法律が適用されない請求についての裁判外紛争解決手続の利用促進並びに本法律の周知に関する規定の附則への追加等を内容とする修正が行われた。

自衛隊法の一部を改正する法律案(第183回国会閣法第63号)

(衆議院 25. 11. 1可決 参議院 11. 8外交防衛委員会付託 11. 15本会議可決)

【要旨】

本法律案は、外国における緊急事態に際して防衛大臣が行う在外邦人等の輸送について、当該輸送に際して同乗させることができる者の範囲を拡大し、及び当該輸送の手段として車両を加えるとともに、外国の領域において当該輸送の職務に従事する自衛官が、その職務を行うに伴い自己の管理下に入った者の生命等の防護のためやむを得ない場合に武器を使用することができるようにするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、在外邦人等の輸送（外国における緊急事態に際して自衛隊が行う在外邦人等の輸送をいう。以下同じ）の実施に際して防衛大臣が、外務大臣と協議し、確認する事項を規定するとともに、防衛大臣は、当該輸送の職務に従事する自衛官に同行させる必要があると認められる者等を同乗させることができることとする。

二、在外邦人等の輸送は、航空機又は船舶のほか、特に必要があると認められるときは、当該輸送に適する車両により行うことができることとする。

三、在外邦人等の輸送の職務に従事する自衛官は、当該輸送に用いる車両の所在する場所、その管理の下に入った輸送対象者を当該輸送に用いる航空機、船舶若しくは車両まで誘導する経路、輸送対象者が当該航空機、船舶若しくは車両に乗り込むために待機している場所又は当該車両による輸送の実施に必要な業務が行われる場所においてその職務を行うに際し、その職務を行うに伴いその管理の下に入った者の生命又は身体の防護のための必要最小限の武器の使用ができることとする。

四、この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】(25. 11. 14外交防衛委員会議決)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺漏なきを期すべきである。

一、自衛隊が既に活動を実施している地域以外の地域において、車両により在外邦人等の輸送を実

施する場合には、当該輸送に係る情報収集や現地当局との緊密な連携等に一層配慮し、当該輸送を安全に実施することに遺漏なきを期すこと。

二、在外邦人の保護については、政府全体の情報収集及び危機管理に関する態勢の強化に努めるとともに、当該国にとどまらない国際的な連携の強化と在外邦人に対するきめ細かい情報の提供に万全を期すこと。

三、陸上輸送を含めた在外邦人等の輸送の実施に際しては、自衛隊による輸送にこだわることなく、政府として取り得る手段の中から状況に応じ最も適切と考えられる手段を用いて、当該邦人等の安全確保に努めること。

四、海外で活動する自衛隊の適切な武器使用の在り方については、引き続き検討を行うこと。
右決議する。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(第183回国会閣法第72号)

(衆議院 25. 11. 21可決 参議院 12. 2経済産業委員会付託 12. 7本会議可決)

【要旨】

本法律案は、独占禁止法違反に対する排除措置命令等について、審判制度を廃止するとともに、意見聴取のための手続の整備等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、審判制度等の廃止

- 1 審判官及び審判制度に係る規定を廃止する。
- 2 実質的証拠法則及び新証拠提出制限に係る規定を廃止する。

二、排除措置命令に係る意見聴取のための手続等の整備

- 1 排除措置命令をしようとするときは、当該排除措置命令の名宛人となるべき者について、意見聴取を行わなければならない。
- 2 意見聴取は、公正取引委員会が事件ごとに指定するその職員（以下「指定職員」という。）が主宰する。
- 3 排除措置命令に係る意見聴取について、当事者による代理人の選任、証拠の閲覧・謄写及び意見聴取の期日における意見申述・審査官等に対する質問、予定される排除措置命令の内容等の審査官による説明、指定職員による調書・報告書の作成に係る規定等の整備を行う。
- 4 公正取引委員会は、排除措置命令に係る議決をするときは、調書及び報告書の内容を十分に参酌してしなければならない。

三、課徴金納付命令及び競争回復措置命令に係る意見聴取のための手続等の整備

- 1 二の手続は、課徴金納付命令及び競争回復措置命令について準用する。
- 2 公正取引委員会は、競争回復措置命令の名宛人となるべき者に対し意見聴取に係る通知をしようとするときは、当該事業者の営む事業に係る主務大臣に協議し、かつ、公聴会を開いて一般の意見を求めなければならない。

四、排除措置命令等に係る訴訟手続の整備

- 1 排除措置命令等に係る抗告訴訟については、東京地方裁判所の専属管轄とするとともに、東京地方裁判所においては、3人又は5人の裁判官の合議体により審理及び裁判を行う。
- 2 控訴等が提起された東京高等裁判所においては、5人の裁判官の合議体により審理及び裁判を行うことができる。

五、罰則規定の見直し

審判制度に係る罰則規定について所要の整備を行う。

六、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

七、検討

政府は、公正取引委員会が事件について必要な調査を行う手続について、我が国における他の行政手続との整合性を確保しつつ、事件関係人が十分な防御を行うことを確保する観点から検討を行い、この法律の公布後1年を目途に結論を得て、必要があると認めるときは、所要の措置を講じる。

薬事法等の一部を改正する法律案(第183回国会閣法第73号)

(衆議院 25.11.5可決 参議院 11.13厚生労働委員会付託 11.20本会議可決)

【要旨】

本法律案は、医薬品、医療機器、再生医療等製品等の安全かつ迅速な提供の確保等を図るため、最新の知見に基づく内容が記載された添付文書の届出義務の創設等の安全対策の強化とともに、医療機器の登録認証機関による認証範囲の拡大、再生医療等製品の条件及び期限付承認制度の創設等の医療機器及び再生医療等製品の特性を踏まえた規制等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 薬事法の題名を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。
- 二 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品（以下「医薬品等」という。）の製造販売を業として行う者、病院の開設者等は、医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保等に努めなければならない。
- 三 医薬品等は、これらに添付する文書又はその容器若しくは被包（以下「添付文書等」という。）に、当該医薬品等に関する最新の論文その他により得られた知見に基づき、用法、用量その他使用及び取扱い上の必要な注意等（以下「添付文書等記載事項」という。）が記載されていなければならない。
- 四 医薬品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売業者は、厚生労働大臣が指定する医薬品、医療機器又は再生医療等製品の製造販売をするときは、あらかじめ、添付文書等記載事項のうち使用及び取扱い上の必要な注意等を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 五 厚生労働大臣が基準を定めて指定する高度管理医療機器の製造販売をしようとする者等は、品目ごとに製造販売についての登録認証機関の認証を受けなければならない。
- 六 医療機器の製造販売業等について、医薬品、医薬部外品及び化粧品の規定と章を区分して規定を設ける。
- 七 再生医療等製品の製造販売をしようとする者は、品目ごとにその製造販売についての厚生労働大臣の承認を受けなければならない。承認の申請者が製造販売をしようとする物が、申請に係る効能、効果又は性能を有すると推定されるもの等である場合には、厚生労働大臣は、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、その適正な使用の確保のために必要な条件及び7年を超えない範囲内の期限を付してその品目に係る承認を与えることができる。
- 八 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(25.11.19厚生労働委員会議決)

政府は、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、政府は、各薬害被害者団体の意見を重く受け止め、その権限において独立性、機動性が確保され、専門性を有し、国民の理解に基づく医薬品の安全な使用等に資する第三者組織の設置について、速やかに検討を行うこと。
- 二、臨床研究の実施に当たっては、被験者自身の安全の確保はもとより、研究の着実な推進と公正性の確保の観点からも、被験者保護を十分に行うことが必要であることから、被験者保護の実効性の確保について、関連指針の遵守を徹底させるとともに、その法制化の必要性を含めた検討を行うこと。

右決議する。

再生医療等の安全性の確保等に関する法律案(第183回国会閣法第74号)

(衆議院 25.11.5可決 参議院 11.13厚生労働委員会付託 11.20本会議可決)

【要旨】

本法律案は、再生医療等に用いられる再生医療等技術の安全性の確保及び生命倫理への配慮に関する措置その他の再生医療等を提供しようとする者が講ずべき措置を明らかにするとともに、再生医療等製品以外の細胞加工物の製造の許可等の制度を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 厚生労働大臣は、厚生労働省令で、再生医療等提供基準を定めなければならない。再生医療等提供基準は、第1種再生医療等、第2種再生医療等及び第3種再生医療等のそれぞれにつき、再生医療等技術の安全性の確保等に関する措置に関する事項等について定めるものとする。
- 二 再生医療等を提供しようとする病院又は診療所の管理者は、あらかじめ、厚生労働省令で定める再生医療等の区分ごとに、再生医療等提供計画を厚生労働大臣に提出しなければならない。第1種再生医療等又は第2種再生医療等については、あらかじめ、特定認定再生医療等委員会の意見を、第3種再生医療等については、あらかじめ、認定再生医療等委員会の意見を、それぞれ聴かななければならない。
- 三 厚生労働大臣は、第1種再生医療等提供計画の提出があった場合において、第1種再生医療等が再生医療等提供基準に適合していないと認めるときは、その提出があった日から起算して90日以内に限り、再生医療等提供機関の管理者に対し、計画の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 四 第1種再生医療等提供計画に係る再生医療等提供機関の管理者は、原則として三の期間を経過した後でなければ、当該第1種再生医療等を提供してはならない。
- 五 再生医療等提供計画について再生医療等提供基準に照らして審査を行う再生医療等委員会を設置する者は、その委員会が審査等業務を適切に実施するための要件に適合していることについて、厚生労働大臣の認定を受けなければならない。
- 六 再生医療等製品以外の細胞加工物を製造しようとする者（病院内の細胞培養加工施設等において製造しようとする者を除く。）は、細胞培養加工施設ごとに、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。
- 七 この法律は、一部を除き、薬事法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。
- 八 政府は、この法律の施行後5年以内に、再生医療等を取り巻く状況の変化等を勘案し、この法律の規定に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案(第183回国会閣法第75号)

(衆議院 25.11.7修正議決 参議院 11.8国家安全保障に関する特別委員会付託 11.27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、安全保障会議の名称を国家安全保障会議に改め、その審議事項を国家安全保障に関する重要事項に拡充し、国家安全保障に関する外交政策及び防衛政策の基本方針等の一定の事項について内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣及び内閣官房長官により同会議の審議を行うことができるとするほか、内閣官房に国家安全保障局を設置するものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、安全保障会議の名称を国家安全保障会議（以下「会議」という。）とする。
- 二、会議は、国家安全保障に関する外交政策及び防衛政策の基本方針等の一定の事項を審議し、必要に応じ、内閣総理大臣に対し、意見を述べるものとし、従来の安全保障会議への諮問事項については、これまでと同様の取扱いとするものとし、武力攻撃事態等その他の一定の事態に関し、特に緊急に対処する必要があると認めるときは、迅速かつ適切な対処が必要と認められる措置について内閣総理大臣に建議することができるものとする。

三、国家安全保障に関する外交政策及び防衛政策の基本方針等については、議長である内閣総理大臣のほか、外務大臣、防衛大臣及び内閣官房長官を議員として審議するものとし、従来の安全保障会議への諮問事項については、これまでと同様の議員（議長、内閣法第9条の規定によりあらかじめ指定された国務大臣、総務大臣、外務大臣、財務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、防衛大臣、内閣官房長官及び国家公安委員会委員長）により審議するものとし、重大緊急事態への対処に関する重要事項に関しては、議長、内閣官房長官及び事態の種類に応じてあらかじめ内閣総理大臣により指定された国務大臣により審議するものとし、武力攻撃事態等及び周辺事態に関し、事態の分析及び評価について特に集中して審議する必要があると認める場合には、議長、外務大臣、防衛大臣、内閣官房長官及び事態の種類に応じてあらかじめ内閣総理大臣により指定された国務大臣によって審議を行うことができるものとする。

四、内閣官房長官及び関係行政機関の長は、会議の定めるところにより、会議に対し、国家安全保障に関する資料又は情報であって、会議の審議に資するものを、適時に提供するものとする。

五、内閣官房に国家安全保障局を置くものとし、国家安全保障局は、内閣官房の事務のうち国家安全保障に関する外交政策及び防衛政策の基本方針並びにこれらの政策に関する重要事項に関するもの、会議の事務、会議に提供された資料又は情報等を総合して整理する事務をつかさどるものとし、国家安全保障局に国家安全保障局長等を置くものとする。

六、内閣官房に少なくとも1名の内閣総理大臣補佐官を置くこととし、内閣総理大臣は内閣総理大臣補佐官の中から、国家安全保障に関する重要政策を担当する者を指定するものとする。

七、内閣官房副長官及び国家安全保障に関する重要政策を担当する内閣総理大臣補佐官は、会議に出席し、議長の許可を受けて意見を述べるができるものとする。

八、会議に幹事を置き、幹事は内閣官房及び関係行政機関の職員のうちから内閣総理大臣が任命することとし、幹事は会議の所掌事務について、議長及び議員を補佐するものとする。

九、この法律は、公布の日から施行する。ただし、五及び六については、法律の公布の日から6月以内の政令で定める日から施行する。

なお、衆議院において、次の修正が行われた。

1 会議に諮ることとされている事項のうち、武力攻撃事態等及び周辺事態への対処、自衛隊の活動、国防並びに重大緊急事態への対処に関する重要事項は、「内閣総理大臣が必要と認めるもの」について会議に諮らなければならないものとする。

2 会議は、必要があると認めるときは、内閣官房長官及び関係行政機関の長に対し、国家安全保障に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を求めることができるものとしていたが、これを改め、内閣官房長官及び関係行政機関の長は、議長の求めに応じて、会議に対し、国家安全保障に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならないものとする。

【附帯決議】(25.11.25国家安全保障に関する特別委員会議決)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 国家安全保障会議の議事について、会議の性質などを十分に勘案しつつ、その意思決定に至る過程の将来における検証等を通じて政策決定の透明性を確保するという公文書等の管理に係る制度の趣旨を踏まえ、国の安全保障を損ねない形で速やかに会議録その他の議事に関する記録の作成について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

二 国家安全保障及び危機管理に関する内閣官房の組織の在り方について、国家安全保障及び危機管理に係る政策決定の機動性及び実効性の観点から不断の見直しを行うこと。

三 国家安全保障会議の構成員については、国際環境の変化や会議の性質などを十分に勘案し、重大緊急事態にも適切に対処するため十全かつ効果的に会議が運営されるよう、不断の見直しを行うこと。

四 国家安全保障に関して、迅速適確な情勢判断と政策の企画立案の土台となるべき「情報の内閣一元化」を進めるため、必要な措置を講ずること。

右決議する。

本院議員提出法律案

労働基準法等の一部を改正する法律案(参第1号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、最近の労働者をめぐる社会経済情勢に鑑み、労働者の保護の強化を図るため、労働時間の管理及び休日に関する規制の強化、労働者の適切な職業選択に資する情報の充実、職場における優位性を不当に利用して労働者に苦痛を与える行為等の防止、時間外労働等管理規程の作成等に関し必要な措置を講じようとするものである。

電力自由化推進法案(参第2号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、電気の需給に係る規制を緩和し、市場原理に基づいた電気の需給調整の仕組みを構築すること等により原子力発電を利用せずに電気の安定供給を実現するための抜本的な改革を行うことが喫緊の課題となっていることに鑑み、当該改革について、その基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、電力自由化推進本部を設置することにより、これを総合的に推進しようとするものである。

民法の一部を改正する法律案(参第3号)

(参議院 25. 11. 21撤回)

【要旨】

本法律案は、民法の規定中嫡出でない子の相続分を嫡出である子の相続分の2分の1とする部分は憲法違反であるとの最高裁判所決定があったことに鑑み、速やかに、当該部分を削除しようとするものである。

原子力規制委員会設置法の一部を改正する法律案(参第4号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、原子力規制委員会設置法の目的規定等において原子炉の廃止を明記し、原子力規制委員会に廃炉安全専門審査会を置き、及び福島原子力発電所事故に係る原子力規制委員会の責務を定めるものである。

国の財務書類等の作成及び財務情報の開示等に関する法律案(参第5号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国の資産及び負債、国の事務及び事業に要した費用その他の国の財務に関する状況を明らかにし、かつ、国会等による予算執行に対する検証の充実を図り、もって政府の有する国の財政状況を国民に説明する責務が十分に果たされるようにするとともに、適正な予算編成と効率的な行政の推進に寄与するため、企業会計の慣行を参考とした国の財務書類等の作成及びその国会への提出等による財務情報の開示等について定めるものである。

戸籍法の一部を改正する法律案(参第6号)

(参議院 25. 11. 21法務委員会付託 12. 5本会議否決)

【要旨】

本法律案は、子の出生に伴う戸籍に関する事務の処理において、出生の届出に係る届書に嫡出である子と嫡出でない子の別を記載させることは不可欠でないことに鑑み、嫡出でない子の権利の保護を図る観点から、当該届書の記載事項から嫡出である子又は嫡出でない子の別を削除するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 出生届書の記載事項の改正

戸籍法の規定中出生届書の記載事項から嫡出子又は嫡出でない子の別を削除する。

二 施行期日等

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 死産の届出に関する規程中死産届書の記載事項から嫡出子又は嫡出でない子の別を削除する。

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案(参第7号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、日本国外において人の生命又は身体を害する罪に当たる行為による被害を受けた日本国籍を有する者又はその遺族に対し犯罪被害者等給付金を支給しようとするものである。

会社法の一部を改正する法律案(参第8号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、最近の我が国における株式会社の不祥事の実態に鑑み、企業統治の一層の強化を図るため、大会社で株式を上場しているもの等に対して社外取締役の選任を義務付けようとするものである。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律案(参第9号)

(参議院 25.12.2厚生労働委員会付託 12.4本会議可決 衆議院 12.6可決)

【要旨】

本法律案は、帰国した中国残留邦人等と共に来日し、長年にわたり労苦を共にしてきた中国残留邦人等の配偶者について、中国残留邦人等が亡くなった後の老後の生活の安定が切実な課題となっている事情に鑑み、永住帰国する前からの配偶者について、その自立の支援を行うため、中国残留邦人等が亡くなった後、支援給付に加えて配偶者支援金を支給する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 題名の改正等

1 法律の題名を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

2 目的及び国等の責務の規定において、特定配偶者の自立の支援を行うことを明確化する。

3 「特定配偶者」とは、特定中国残留邦人等が永住帰国する前から継続して当該特定中国残留邦人等の配偶者である者をいう。

二 支援給付に関する改正

支援給付を受けている特定中国残留邦人等が死亡した場合において、その特定配偶者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、支援給付を行うものとする。

三 配偶者支援金の支給

1 配偶者支援金の支給は、支援給付を受ける権利を有する特定配偶者に対して行うものとする。

2 配偶者支援金の月額、国民年金法の老齢基礎年金の月額(満額)相当額の3分の2とする。

3 国は、政令で定めるところにより、市町村及び都道府県が支弁した配偶者支援金の支給に要

する費用を負担しなければならない。

四 施行期日等

- 1 この法律は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 この法律の施行の際現に、支援給付を受けている特定中国残留邦人等の配偶者（特定配偶者及び特定中国残留邦人等以外の者に限る。）に対する支援給付については、なお従前の例による。

歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案(参第10号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収等に関する業務の効率化並びにこれらの納付を行う者の利便性の向上を推進し、あわせてこれらの納付の状況の改善に資するため、国税庁が所掌している内国税の賦課及び徴収に関する事務等並びに厚生労働省が所掌している労働保険料の徴収等に関する事務並びに日本年金機構が行っている年金保険料等の徴収等に関する業務を一元的に行う歳入庁の設置等に関する基本的な事項について定めようとするものである。

がん登録等の推進に関する法律案(参第11号)

(参議院 25.12.2厚生労働委員会付託 12.4本会議可決 衆議院 12.6可決)

【要旨】

本法律案は、がんが国民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状に鑑み、がん対策基本法の趣旨にのっとり、全国がん登録の実施、全国がん登録情報等の利用、提供、保護等のほか、院内がん登録等の推進に関する事項を定め、あわせて、がん登録等により得られた情報の活用について定めることにより、がん対策の科学的知見に基づく実施をはじめ、がん対策の充実につなげようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 厚生労働大臣は、全国がん登録データベースを整備しなければならない。
- 二 病院又は都道府県知事により指定された診療所の管理者は、原発性のがんについて、当該病院等における初回の診断が行われたときは、その診療の過程で得られた当該原発性のがんに関する情報を都道府県知事に届け出なければならない。都道府県知事は、病院等から届出がされた情報について審査及び整理を行い、厚生労働大臣に提出しなければならない。厚生労働大臣は、都道府県知事から提出された情報について審査及び整理を行い、全国がん登録データベースに記録しなければならない。
- 三 厚生労働大臣は、都道府県知事等を経由して市町村長から提出された死亡者情報票に基づき、生存確認情報等を全国がん登録データベースに記録しなければならない。
- 四 厚生労働大臣等は、がん対策の企画立案又は実施に必要な調査研究のため、全国がん登録情報等を利用し、又は提供することができる。その利用又は提供に当たっては、あらかじめ、がん医療等に関する学識経験者及び個人情報の保護に関する学識経験者等で組織される審議会等の意見を聴かななければならない。
- 五 厚生労働大臣並びにその権限及び事務の委任を受けた国立がん研究センター等は、全国がん登録情報等について、この法律に定める場合を除き、利用し、又は提供してはならない。また、その漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 六 専門的ながん医療の提供を行う病院の開設者等は、院内がん登録を実施するよう努めるものとする。
- 七 国、都道府県、がん医療の提供を行う病院等の管理者、情報の提供を受けた研究者等は、全国がん登録等により得られた情報を活用し、がん医療の質の向上その他のがん対策の充実等に努めるものとする。

八 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

児童の通学安全の確保に関する施策の推進に関する法律案(参第12号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、通学中の児童が巻き込まれる交通事故の発生を防止するとともに、犯罪行為、災害その他の交通事故以外の事由により通学中の児童に生ずる危険を軽減するため、児童の通学安全の確保に関し、基本指針、市町村児童通学安全計画、児童通学安全協議会、児童通学安全交付金等について定めることにより、児童通学交通安全区域における交通の規制、児童が通学のために通行する道路の整備その他の児童通学安全確保対策を推進しようとするものである。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第13号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国会議員の歳費月額及び期末手当の額を、当分の間、それぞれ3割及び5割削減しようとするものである。

国家公務員の給与の減額措置等による国家公務員の人件費の総額の削減に関する法律案(参第14号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、我が国の厳しい財政状況に対処する必要性に鑑み、当分の間の措置として国家公務員の給与の減額措置を定めるとともに、国家公務員の人件費の総額を100分の20以上削減するため、退職手当制度、給与制度等に関し政府が講ずべき措置について定めようとするものである。

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(参第15号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、一の市町村、都道府県等の区域内において自然災害により一定程度以上の被害が発生した場合において、その区域内において当該自然災害により住宅の全壊等の被害を受けた世帯のほか、その他の市町村、都道府県等の区域内において当該自然災害により住宅の全壊等の被害を受けた世帯も全て被災者生活再建支援金の支給対象としようとするものである。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律及び食品表示法の一部を改正する法律案(参第16号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、飲食料品の表示に係る事件が発生している最近の状況に鑑み、販売の用に供する飲食料品の原産地等についての虚偽の表示を禁止しようとするものである。

民法の一部を改正する法律案(第183回国会参第6号)

(参議院 第183回国会25.5.28法務委員会付託 6.12本会議修正議決 衆議院 第185回国会 審査未了)

【要旨】

本法律案は、事業者の貸金等債務を主たる債務とする保証契約による過大な保証債務の負担によ

り、保証人の生活の破綻等を招く事例が多く生じていることに鑑み、保証人が金銭の貸付け等を業として行う者との間で締結する保証契約のうち、主たる債務者が事業のために負担する貸金等債務を主たる債務とする保証契約等は、保証人が法人又は主たる債務者である法人の代表者である場合を除き、その効力を生じないこととしようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、金銭の貸付け等を業として行う者との間で締結する保証契約の制限

保証人が金銭の貸付け又は手形の割引を業として行う者との間で締結する保証契約のうち、主たる債務者が事業のために負担する貸金等債務（金銭の貸渡し又は手形の割引を受けることによって負担する債務をいう。）を主たる債務とする保証契約及び主たる債務の範囲に当該貸金等債務が含まれる根保証契約（以下「特定貸金等保証契約」という。）は、次に掲げる場合を除き、その効力を生じない。

- 1 保証人が法人である場合
- 2 保証人が主たる債務者である法人の代表者である場合

二、特定貸金等保証契約の求償権についての保証契約の制限

一の1又は2に掲げる場合における特定貸金等保証契約の保証人の主たる債務者に対する求償権についての保証契約は、当該保証契約の保証人が次に掲げる者である場合を除き、その効力を生じない。

- 1 一の1に掲げる場合における特定貸金等保証契約に係る求償権についての保証契約である場合にあつては、法人又は当該保証契約の主たる債務者である法人の代表者
- 2 一の2に掲げる場合における特定貸金等保証契約に係る求償権についての保証契約である場合にあつては、法人

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

四、経過措置

この法律による改正後の規定は、この法律の施行前に締結された特定貸金等保証契約及び特定貸金等保証契約に係る求償権についての保証契約については、適用しない。

【修正要旨】

附則を次のように改める。

一、この法律は、別に法律で定める日から施行する。

二、一の別に法律で定める日については、この法律の公布後2年を目途として、この法律による改正後の民法の規定による保証契約に係る措置が講ぜられたとしても事業を行うために必要な資金の確保等に支障が生ずることがないように、金銭の貸付けを業として行う者に対する規制その他の必要な措置を講じ、当該措置の実施の状況等を勘案して定めるものとする。

衆議院議員提出法律案

※衆議院議員提出法律案は、参議院に提出されたもののみ掲載。

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律案(衆第2号)

(衆議院 25.11.8可決 参議院 11.13国土交通委員会付託 11.20本会議可決)

【要旨】

本法律案は、特定の地域における輸送需要及び当該地域の状況に応じた一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進するため、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減及び活性化措置を推進するための特定地域計画制度の創設、準特定地域における活性化事業等を推進するための準特定地域計画制度の創設等を行うとともに、タクシー事業に係る輸送の安全及び利用者の利便を確保するため、タクシー運転者登録制度の拡充等を行い、あわせて、一般乗用旅客自動車運送事業に係る事業用自動車の運転者の過労の防止及び民間団体等による旅客自動車運送の適正化に関する事業の推進について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の一部改正

- 1 法律の題名を、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に改めることとする。
- 2 国土交通大臣は、一般乗用旅客自動車運送事業が供給過剰である等の要件を満たす地域を特定地域として指定することができることとし、特定地域においては、一般乗用旅客自動車運送事業の新規事業許可及び供給輸送力を増加させる事業計画の変更を禁止することとする。
- 3 特定地域において組織された協議会は、一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進しようとするときは、供給輸送力の削減等を定めた特定地域計画を作成し、国土交通大臣の認可を受けなければならないこととするとともに、認可を受けた特定地域計画及びそれに基づく行為については私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用を除外することとする。
- 4 国土交通大臣は、供給輸送力を削減しない事業者等に対し、営業方法の制限に係る勧告及び命令を行うことができることとする。
- 5 国土交通大臣は、一般乗用旅客自動車運送事業が供給過剰となるおそれがある等の要件を満たす地域を準特定地域として指定することができることとし、準特定地域においては、一般乗用旅客自動車運送事業の新規事業許可基準及び供給輸送力を増加させる事業計画の変更の認可基準を厳格化することとする。また、準特定地域計画制度及び活性化事業計画の認定制度を設け、一般乗用旅客自動車運送事業の活性化を推進することとする。
- 6 特定地域及び準特定地域においては、国土交通大臣が運賃の範囲を指定し、一般乗用旅客自動車運送事業者はその範囲内で運賃を届け出ることとするとともに、国土交通大臣は、運賃が当該運賃の範囲内にないときは、運賃の変更を命ずることができることとする。

二 タクシー業務適正化特別措置法の一部改正

- 1 政令で定められていた指定地域及び特定指定地域の指定制度を見直し、国土交通大臣が指定することとする。
- 2 タクシーの運転者登録制度を全国に拡大することとし、指定地域における登録については、一定の経歴又は試験の合格を要件とすることとする。

三 道路運送法の一部改正

- 1 一般旅客自動車運送事業者に、運転者の過労運転防止に必要な措置を講じることを義務付けることとする。
- 2 国土交通大臣は、旅客自動車運送事業者に対する指導事業を行う旅客自動車運送適正化事業

実施機関を指定することができることとする。

四 施行期日等

- 1 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して2月を経過した日から施行することとする。
- 2 経過措置等所要の措置について定めることとする。

【附帯決議】(25. 11. 19国土交通委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 一般乗用旅客自動車運送事業が地域の公共交通機関として重要な役割を担っていることを関係者は認識し、運転者登録制度の拡充や旅客自動車運送適正化事業実施機関制度の導入等が行われることを踏まえ、引き続き運行の安全を徹底するとともに、サービスの高度化や高質化に積極的に取り組むことを通じてサービス面での競争を活発に行い、利用者利便の一層の向上が図られるようにすること。
- 二 特定地域の指定については、その法的効果に鑑み厳格に行うこととし、現行特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく特定地域に係る指定基準より厳しい客観的な基準を設定した上で、適切に運用すること。
- 三 特定地域の協議会における特定地域計画の作成に際しての協議会としての合意の要件として、保有車両数の規模による法人事業者の区分や個人タクシー事業者のカテゴリー毎に車両台数シェアを等しくした基準を設定することとし、これを周知・指導すること。
- 四 特定地域計画に記載する削減すべき供給輸送力、供給輸送力の削減の方法等については、保有車両数の規模による法人事業者の区分や個人タクシー事業者のカテゴリーに応じて、一律ではない削減率による減車（地域毎に設定されている最低車両数を下回らない台数までとする。）や営業方法の制限を柔軟に行うことができることとし、参考となる具体的パターンを示すなどの方法によりこれを周知・指導すること。また、設定される削減率については、あらかじめ協議会で合意した基準により加減等の調整もできることとし、これを周知・指導すること。
- 五 準特定地域における増車に係る事業計画変更の認定について、事業者の1台当たり増収実績(特定地域として指定されていた直近の期間に係るものも含む。)、雇用する運転者の賃金増の実績等をその基準として設定し、適切に運用すること。
- 六 国土交通省は、公正取引委員会の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律についての見解に基づき、改正後の特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく行為として、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律上何が問題とならないとされるのか、また、何が問題となるのかについて明確となるよう、文書により周知を図ること。
- 七 国土交通大臣が指定する運賃の範囲については、利用者利便の確保の観点を十分に踏まえて、安易な値上げが行われないよう指定に取り組むこと。
- 八 国土交通省及び厚生労働省は、累進歩合制の廃止について改善指導に努めること。また、労使双方に対し、本法の趣旨を踏まえた真摯な対応を行うよう促すとともに、取組状況を把握し助言等必要な支援を行うこと。
- 九 一般乗用旅客自動車運送事業者は、歩合給と固定給のバランスの取れた給与体系の再構築、累進歩合制の廃止、事業に要する経費を運転者に負担させる慣行の見直し、過度な遠距離割引運賃の是正等賃金制度等の改善等に努めるとともに、運行の安全を確保し、拘束時間外に運転代行業務に従事すること等により安全な運転をすることができない運転者を乗務させることがないよう万全を期すること。
- 十 国土交通省は、運転代行業者による場合も含め、いわゆる白タク行為が行われないよう、関係機関と連携して監視・取締りの強化を図ること。
- 十一 本法の施行後も、個人タクシー事業者による事業の譲渡・譲受が円滑に行われるよう、譲受しようとする者に対する試験制度等の運用改善に取り組むこと。

- 十二 旅客自動車運送適正化事業実施機関による事業の推進に当たっては、その周知を図るとともに、適正化事業が的確に行われ、旅客からの旅客自動車運送事業に関する苦情の解決が迅速になされるよう、適切な支援等に努めること。
- 十三 本法の趣旨を踏まえ、タクシーの供給過剰対策、運転者の健康を守る観点等からの過労運転防止対策などの推進を図るため、関係省庁連携の下、監査指導体制の充実強化に努めること。
- 十四 本法の施行後における施行の状況や効果について、3年毎に総合的に検証を行い、その結果を本院に報告すること。
右決議する。

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(衆第5号)

(衆議院 25.11.8可決 参議院 11.13災害対策特別委員会付託 11.22本会議可決)

【要旨】

本法律案は、南海トラフ地震による災害が甚大で、かつ、その被災地域が広範にわたるおそれがあることに鑑み、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護し、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 法律の題名を「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に改めるとともに、南海トラフ及び南海トラフ地震について定義を定めることとする。
- 二 内閣総理大臣は、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を、南海トラフ地震防災対策推進地域として指定するものとし、当該地域の指定に当たっては、科学的に想定し得る最大規模の地震を想定して行うものとする。
- 三 南海トラフ地震防災対策推進地域の指定があったときは、中央防災会議は、南海トラフ地震防災対策推進基本計画を作成しなければならないこととする。
- 四 指定行政機関の長等は、防災業務計画において、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項等を定め、これらの事項を南海トラフ地震防災対策推進計画とすることとする。なお、市町村防災会議は、これらの事項に加え、津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項を定めることができることとする。
- 五 関係指定行政機関の長等は、共同で、南海トラフ地震が発生した場合における災害応急対策等を相互に連携協力して推進するために必要な協議を行うための協議会を組織することができることとする。
- 六 内閣総理大臣は、南海トラフ地震防災対策推進地域のうち、南海トラフ地震に伴い発生する津波に対し、津波避難対策を特別に強化すべき地域を南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域として指定するものとする。この指定があったときは、関係市町村長は、都府県知事の意見を聴き、内閣総理大臣の同意を得て、津波からの避難の用に供する避難施設等の整備に関する事業、集団移転促進事業及び集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる施設であつて、高齢者、障害者、乳幼児、児童、生徒等の要配慮者が利用する政令で定める施設の整備に関する事業について津波避難対策緊急事業計画を作成することができることとする。
- 七 津波避難対策緊急事業に係る特例として、津波避難対策緊急事業に要する経費に対する国の負担又は補助の割合の特例等の規定を設けることとする。
- 八 津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業に係る特例措置として、農地の転用の許可要件の緩和に関する農地法の特例、集団移転促進法の特例等を設けることとする。
- 九 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

国会職員の配偶者同行休業に関する法律案(衆第6号)

(衆議院 25. 11. 8可決 参議院 11. 14議院運営委員会付託 11. 15本会議可決)

【要旨】

本法律案は、一般職の国家公務員と同様に、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを希望する有為な国会職員の継続的な勤務を促進するため、国会職員について配偶者同行休業の制度を設けようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、国会職員が、外国での勤務その他の両議院の議長が協議して定める事由により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者と、当該住所又は居所において生活を共にするための休業として、配偶者同行休業の制度を設ける。
- 二、本属長は、国会職員が配偶者同行休業を請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該請求をした国会職員の勤務成績等を考慮した上で、3年を超えない範囲内の期間に限り、配偶者同行休業をすることを承認することができる。
- 三、この法律は、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律の施行の日から施行する。

首都直下地震対策特別措置法案(衆第7号)

(衆議院 25. 11. 15可決 参議院 11. 15災害対策特別委員会付託 11. 22本会議可決)

【要旨】

本法律案は、首都直下地震に係る地震防災対策の推進を図り、もって首都直下地震が発生した場合において首都中枢機能の維持を図るとともに、首都直下地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 内閣総理大臣は、首都直下地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、緊急に地震防災対策を推進する必要がある区域を、首都直下地震緊急対策区域（以下「緊急対策区域」という。）として指定するものとする。
- 二 政府は、緊急対策区域の指定があったときは、首都中枢機能の維持に関する事項、首都中枢機能維持基盤整備等地区の指定に関する事項等を定める緊急対策推進基本計画を定めなければならないこととする。
- 三 政府は、緊急対策推進基本計画を基本として、政府及び各行政機関の業務の継続に関する事項、行政中枢機能の一時的な代替に関する事項等を定める緊急対策実施計画を定めなければならないこととする。
- 四 内閣総理大臣は、緊急対策区域のうち、首都中枢機能の維持を図るために必要な基盤の整備及び滞在者等の安全確保施設等の整備等を緊急に行う必要がある地区を、首都中枢機能維持基盤整備等地区として指定するものとする。
- 五 首都中枢機能維持基盤整備等地区の指定があったときは、関係地方公共団体は、共同して、首都中枢機能の維持を図るために必要な事項及び滞在者の安全の確保を図るために必要な事項について定める基盤整備等計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができることとし、認定を受けた基盤整備等計画に係る特別の措置として、開発許可の特例、道路の占用の許可基準の特例等を定めることとする。
- 六 関係都県の知事は、緊急対策推進基本計画を基本として、石油コンビナート等の改築・補強、木造密集地域対策、帰宅困難者対策等について定める地方緊急対策実施計画を作成することができることとする。とともに、住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織のうち、被害軽減を図る上で効果的な活動を行うと認められるものを、住民防災組織として認定することができることとする。
- 七 特定地方公共団体は、単独で又は共同して、特定緊急対策事業推進計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができることとし、認定を受けた特定緊急対策事業推進計画に基づく事業に対する特別の措置として、建築基準法上の用途制限の緩和等について定めることとする。

八 地震観測施設等の整備、総合的な防災訓練の実施、広域的な連携協力体制の構築、財政上の措置等の規定を設けることとする。

九 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

アルコール健康障害対策基本法案(衆第19号)

(衆議院 25. 11. 21可決 参議院 12. 2内閣委員会付託 12. 7本会議可決)

【要旨】

本法律案は、酒類が国民の生活に豊かさと潤いを与えるものであるとともに、酒類に関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透している一方で、不適切な飲酒はアルコール健康障害の原因となり、アルコール健康障害は、本人の健康の問題であるのみならず、その家族への深刻な影響や重大な社会問題を生じさせる危険性が高いことに鑑み、アルコール健康障害対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、アルコール健康障害対策の基本となる事項を定めること等により、アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進して、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止を図り、あわせてアルコール健康障害を有する者等に対する支援の充実を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、この法律において「アルコール健康障害」とは、アルコール依存症その他の多量の飲酒、未成年者の飲酒、妊婦の飲酒等の不適切な飲酒の影響による心身の健康障害をいう。

二、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の各段階に応じた防止対策を適切に実施するとともに、アルコール健康障害を有し、又は有していた者とその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること、アルコール健康障害に関連して生ずる飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携を図られるよう、必要な配慮がなされるものとするを基本理念とする。

三、国は、基本理念にのっとり、アルコール健康障害対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有し、地方公共団体は、基本理念にのっとり、アルコール健康障害対策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

四、酒類の製造又は販売（飲用に供することを含む。）を行う事業者は、その事業活動を行うに当たって、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止に配慮するよう努めるものとする。また、国民は、アルコール関連問題（アルコール健康障害及びこれに関連して生ずる飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題をいう。以下同じ。）に関する関心と理解を深め、アルコール健康障害の予防に必要な注意を払うよう努めなければならない。

五、国民の間に広くアルコール関連問題に関する関心と理解を深めるため、アルコール関連問題啓発週間（11月10日から同月16日まで）を設ける。

六、政府は、この法律の施行後2年以内に、アルコール健康障害対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、アルコール健康障害対策の推進に関する基本的な計画（以下「アルコール健康障害対策推進基本計画」という。）を策定しなければならない。都道府県は、アルコール健康障害対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したアルコール健康障害対策の推進に関する計画を策定するよう努めなければならない。

七、国及び地方公共団体は、アルコール関連問題に関する教育の振興及び知識の普及、アルコール健康障害を発生させるような不適切な飲酒の誘引の防止、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止に資する健康診断及び保健指導、アルコール健康障害に係る医療の充実、アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等のために必要な施策を講ずるものとする。

八、政府は、関係行政機関の職員をもって構成するアルコール健康障害対策推進会議を設け、アルコール健康障害対策の総合的、計画的、効果的かつ効率的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

九、内閣府に、アルコール健康障害対策推進基本計画に関し、及びアルコール健康障害対策推進会

議に対し、意見を述べることの事務をつかさどるアルコール健康障害対策関係者会議を置き、その委員は、アルコール関連問題に関し専門的知識を有する者並びにアルコール健康障害を有し、又は有していた者及びその家族を代表する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

十、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

十一、この法律の規定については、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

十二、この法律の施行当初は、内閣府においてアルコール健康障害対策推進基本計画の策定及び推進に関する事務を所掌し、アルコール健康障害対策推進基本計画の策定後3年以内に当該事務を厚生労働省に移管する。

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律案(衆第22号)

(衆議院 25. 12. 3可決 参議院 12. 4文教科学委員会付託 12. 5本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、大学等及び研究開発法人の教員等、研究者、技術者、リサーチアドミニストレーターについて、無期労働契約に転換する期間を5年から10年に延長する。
- 二、出資等を行うことができる法人として、科学技術振興機構、産業技術総合研究所、新エネルギー・産業技術総合開発機構の3法人を別表に規定する。
- 三、独立行政法人制度全体の制度・組織の見直しを踏まえつつ、研究開発の特性を踏まえた世界最高水準の法人運営を可能とする新たな研究開発法人制度を創設するため、必要な措置を速やかに講じる。
- 四、我が国及び国民の安全に係る研究開発やハイリスク研究の重要性に鑑み、必要な資源配分を行う。
- 五、国際的な水準、新規性の程度、革新性の程度等を踏まえ、研究開発等の適切な評価を行う。
- 六、研究開発の特性を踏まえた迅速かつ効果的な調達を研究開発法人等が行えるよう、必要な措置を講じる。
- 七、イノベーションの創出に必要な能力を有する人材育成を支援するため、必要な施策を講じる。
- 八、リサーチアドミニストレーター制度の確立のため、必要な措置を講じる。
- 九、研究開発等の評価に関する高度な能力を有する人材確保のため、必要な施策を講じる。
- 十、本法律は、一部を除き、公布の日から施行する。

東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律案(衆第23号)

(衆議院 25. 11. 28可決 参議院 12. 2文教科学委員会付託 12. 4本会議可決)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害の被害者が早期かつ確実に賠償を受けることができるようにするための体制を国が構築するために必要な措置について定めるとともに、当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、国は、特定原子力損害（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による損害であって原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律第3条第1項の規定により賠償の責めに任ずべきものをいう。）の被害者が早期かつ確実に賠償を受けることができ

るよう、国の行政機関における特定原子力損害の賠償の円滑化のための体制の整備、紛争の迅速な解決のための原子力損害賠償紛争審査会及び裁判所の人的体制の充実、原子力損害賠償支援機構による相談体制及び情報提供体制の強化その他の措置を講ずるものとする。

二、特定原子力損害に係る賠償請求権に関する民法第724条の規定の適用については、「3年間」とされている消滅時効の期間を「10年間」、「不法行為の時から20年」とされている除斥期間を「損害が生じた時から20年」とすること。

三、この法律は、公布の日から施行すること。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律案(衆第26号)

(衆議院 25. 12. 3可決 参議院 12. 4総務委員会付託 12. 5本会議可決)

【要旨】

本法律案は、住民の積極的な参加の下に、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資するため、地域防災力の充実強化に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、地域防災力の充実強化に関する計画の策定その他地域防災力の充実強化に関する施策の基本となる事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、地域防災力とは、住民一人一人が自ら行う防災活動、自主防災組織、消防団、水防団その他の地域における多様な主体が行う防災活動並びに地方公共団体、国及びその他の公共機関が行う防災活動の適切な役割分担及び相互の連携協力によって確保される地域における総合的な防災の体制及びその能力をいうものと定義する。

二、基本理念として、地域防災力の充実強化は、地域に密着し、災害が発生した場合に地域で即時に対応することができる消防機関である消防団がその中核的な役割を果たすことを踏まえ、消防団の強化を図るとともに、住民の防災に関する意識を高め、自発的な防災活動への参加を促進すること、自主防災組織等の活動を活性化すること等により、地域における防災体制の強化を図ることを旨として、行われなければならないこととする。

三、国及び地方公共団体の責務等について定めるとともに、関係者相互の連携及び協力について定める。

四、市町村は、市町村地域防災計画及び地区防災計画について、当該市町村の地域に係る地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努めるものとする。

五、全ての市町村に置かれるようになった消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であることに鑑み、消防団の強化等に関する基本的施策として、消防団員の処遇の改善、消防団の装備の改善、消防団員の教育訓練の改善及び標準化等の国及び地方公共団体の措置、公務員の消防団員との兼職をし易くする特例、事業者及び大学等の協力のための措置等について定める。

六、地域における防災体制の強化に関する基本的施策として、自主防災組織等に対する援助、防災に関する学習の振興等の国及び地方公共団体の措置について定める。

七、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行する。

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法案(第183回国会衆第18号)

(衆議院 25. 11. 26修正議決 参議院 12. 2災害対策特別委員会付託 12. 4本会議可決)

【要旨】

本法律案は、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、国土強靱化の推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び国土強靱化基本計画の策定その他国土強靱化に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、国土強靱化推進本部を設置する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国土強靱化の定義を、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興並びに国際競争力の向上に資する国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりと定めるとともに、基本理念、国等の責務、関係者相互の連携及び協力等について定めることとする。
- 二 国土強靱化の基本方針として、人命の保護が最大限に図られること、国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持され、我が国の政治、経済及び社会の活動が持続可能なものとなるようにすること、国民の財産等に係る被害の最小化に資すること、ソフト面の施策とハード面の施策を組み合わせた国土強靱化を推進するための体制を早急に整備すること、人口の減少等に起因する国民の需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること等を定めることとする。
- 三 国土強靱化に関する施策の策定及び実施の方針として、既存の社会資本の有効活用等により施策の実施に要する費用の縮減を図ること、施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること、地域の特性に応じて自然との共生及び環境との調和に配慮すること、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価（以下「脆弱性評価」という。）を行うこと等を規定することとする。
- 四 政府は、国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となるべきものとして、閣議の決定を経て、国土強靱化基本計画を定めるものとし、国土強靱化基本計画以外の国の計画は、国土強靱化に関しては、国土強靱化基本計画を基本とするものとする。
- 五 都道府県又は市町村は、国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の他の計画等の指針となるべきものとして、国土強靱化地域計画を定めることができることとする。
- 六 国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、国土強靱化推進本部を設置することとし、同本部は、脆弱性評価の指針を定め、これに従って脆弱性評価を行い、その結果に基づき、国土強靱化基本計画の案の作成をしなければならないこととする。
- 七 国土強靱化基本計画の案の作成に関し、脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定した上で、科学的知見に基づき総合的かつ客観的に行うものとするとともに、国土強靱化推進本部は、国土強靱化基本計画の案の作成に当たっては、脆弱性評価の結果の検証を受け、作成手続における透明性を確保しつつ、公共性、客観性、公平性及び合理性を勘案して、実施されるべき国土強靱化に関する施策の優先順位を定め、その重点化を図らなければならないこととする。
- 八 この法律は、公布の日から施行することとする。

【附帯決議】（25.12.3災害対策特別委員会議決）

国土の特性として自然災害が数多く発生する我が国においては、東日本大震災をはじめとする過去の教訓に学び、平時から、大規模災害等への事前の備えを行うことが重要である。政府は、従来の防災の範囲にとどまらず、国や地域の経済社会に関わる分野を幅広く対象にして、経済社会のシステム全体の抵抗力、回復力の確保を目的とした、いわば国民生活の安全保障としての総合的な対応を行うことが必要であることを深く認識し、本法の施行に当たり、特に次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 東日本大震災からの復興が喫緊の課題であり、地域の実情や事前防災及び減災に配慮しつつ、迅速な復興に努めること。
- 二 災害時に迅速な救助活動等を行うため、警察災害派遣隊の対処能力の向上及び装備資機材の整備・高度化を図るとともに、第一線警察活動に不可欠な警察施設の耐災害性の強化や災害時における交通の安全と円滑の確保に必要な交通安全施設等の整備を着実に進めること。
- 三 地域防災力の中核であって、現場の最前線で日々使命感を持って危険な業務に従事している常備消防、消防団及び水防団の体制・装備・訓練の充実強化等により地域防災力の充実強化を図るとともに、緊急消防援助隊の機能強化及び他の実働部隊との連携強化、消防防災施設の耐災害性の強化等により、消防防災体制の強化を図ること。
- 四 災害による被害の発生及び拡大を防止するため、緊急災害対策派遣隊（TEC—FORCE）の体制・装備・訓練の充実強化、他の実働部隊との連携強化等により特に広域的な災害対応力の強化を図ること。

- 五 大規模災害等において被害の最小化に資するため自助・共助・公助の取組が有機的かつ効果的になされるよう配慮し、自主防災組織の更なる充実強化を図ること。また、防災ボランティア及び応急・復旧・復興対策の担い手たる地元建設業者、物流事業者等がその機能を一層果たすことができるよう環境整備に努めること。
- 六 首都直下地震、大規模津波等様々な災害から住民を守るために、避難所となる施設の耐震化(吊り天井等の非構造部材対策を含む)、老朽化対策及び防災機能強化を加速化させること。
- 七 災害発生から被災者が通常の生活を取り戻すまでの各段階において、女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮した施策が講じられ、更なる被害を受けることのないよう努めること。
- 八 国は、自力避難が困難な者が多数利用する社会福祉施設及び医療施設等について、地震発生時においても必要な機能を維持できるよう、引き続き耐震化を推進すること。また、災害医療については、災害派遣医療チームの一層の養成を図るとともに、多重的な交通手段等により被災地において迅速で的確な医療が提供できるよう、体制整備に努めること。
- 九 高度成長期に整備したインフラが、今後急速に老朽化していくことから、中央自動車道笹子トンネル事故のような惨事を二度と繰り返さないよう、インフラの維持管理・更新に重点的に取り組むこと。
- 十 ライフライン施設の耐震化や老朽化対策は、国民生活の維持に不可欠であり、引き続き取り組んでいくこと。
- 十一 災害時などで救援の道を塞ぐおそれや、景観の観点からも電線類の地中化、無電柱化を進めること。
- 十二 事前防災及び減災その他迅速な復旧・復興においては、地域の特性に応じて、自然との共生及び環境との調和並びに観光地としての魅力ある景観の維持に配慮すること。
- 十三 自然との共生及び環境との調和に配慮する上で、安全な地域づくりの推進等に支障を及ぼすことがないよう、関係法律に基づく許可等の事務を迅速かつ的確に処理するよう努めること。
- 十四 情報通信は、国家及び社会の重要な機能であることに鑑み、大規模災害等が発生した場合においても情報通信の確保を可能とするとともに、災害等に関する情報が地域住民に正確かつ速やかに伝わるよう、災害に強い情報通信基盤の整備に努めること。
- 十五 エネルギー安定供給や重要産業の拠点である石油コンビナートについては、国は防潮堤等の老朽化対策等を迅速に進めるとともに、民間企業による護岸の耐震化、製油所等の強靱化や国際競争力強化に資する投資を促すべく、財政上や税制上の支援、規制の見直しを推進すること。また、危機時の石油供給を円滑化するため、関係省庁は非常時の物流を円滑化すべく制度運用の見直しや合同訓練を通じ、協力的体制を強化すること。
- 十六 南海トラフ巨大地震等の未曾有の災害に備え、国土軸を越えたエネルギー供給補完を可能とするエネルギー・ネットワークの検討を進めること。
- 十七 大規模災害時に大量に生じる廃棄物を速やかに処理するため、地方公共団体との連携の下、計画的な廃棄物処理施設の更新や長寿命化を行うとともに、広域的な処理体制の確保等により廃棄物処理システムの強靱化を進めること。また、想定される自然災害の特性を踏まえ、地方公共団体との連携の下、地域住民の合意形成に努めつつ、地域ごとの生態系のもつ防災・減災機能を活用した土地利用を推進すること。
- 十八 災害が多い脆弱な我が国の国土において、守るべきは守るとの考え方のもと、既存社会資本の有効活用、施策の重点化、持続的な観点、民間資金の積極的な活用等に配慮しつつ、施設の耐震化やリダンダンシーの確保など必要なハード整備を進めるとともに、訓練・防災教育等のソフト対策を講じるなど総合的な防災・減災対策を推進すること。また、人材が脆弱性の評価の対象となることも踏まえ、防災・減災に関する実践的な知識を有する人材の育成に努めること。
- 十九 大規模津波発生時等における被害の軽減及び迅速な復旧・復興を図るため、避難所、避難場所、避難路、緊急輸送路の確保等に努めること。
- 二十 我が国製造業の製品や部素材等の多くが、国内はもちろん、世界的にも、サプライチェーン

の要となっていることを踏まえ、中小企業・小規模事業者をはじめとする我が国企業における、原料や部素材等の調達先の複線化、緊急時電源の確保等を盛り込んだ、大規模災害時にも円滑な事業継続を可能とする事業計画の策定・見直しを促すとともに、老朽設備の更新や耐震強化のための投資等を促進すること。また、国及び地方の行政機関等の業務継続計画の一層の整備に努めること。

二十一 大規模災害時における食料等の安定供給機能を維持するため、生産から加工・流通にわたる食料等のサプライチェーンの災害対応力の強化を図ること。また、国土の大半を占める農山漁村における地域社会の維持・発展や、そこでの農林漁業活動を通じた国土保全機能の維持等が国土強靱化に資することを踏まえ、農山漁村の防災・減災や農地・森林の保全等に係る施策の効果的な実施を図ること。

二十二 木材の利用が森林の適正な整備に寄与し国土の保全その他の森林の有する多面的機能の持続的発揮に貢献することに鑑み、木材の積極的な利用を促進すること。また、土木工事における木材利用を促進するため、木材を利用した工法の技術開発・試験研究を進めること。

二十三 インフラの効率的・効果的な維持管理の重要性に鑑み、維持管理技術の向上等に係る研究・開発並びに人材の育成・確保を積極的に推進すること。また、国の研究機関等による災害の人工実験、シミュレーションの実施などの技術研究を積極的に促進し、大規模災害等による被害の防止・軽減を図ること。あわせて、被害の防止・軽減を図るための検討及び対策を円滑に進めるために、地形・地質をはじめとする国土に関する各種データの集約・蓄積及びその活用のための環境整備を図ること。

二十四 国土の効果的な強靱化を推進するため、災害に関する国土情報を一元的に集約し、広く共有すること。またこれらの情報及び発災後の各種情報をもとに被災状況や避難誘導等のシミュレーションを行い、災害対応に活用すること。

二十五 我が国が東日本大震災をはじめとする災害被害から学んだ教訓及びその復興を通じて得られた知識・経験を諸外国と共有することにより、各国の防災意識の向上を促し、その災害対応能力の強化に貢献すること。

二十六 我が国の力強い復興に向けた取組とその成果、また災害に強く、安心・安全な国とのイメージの発信を通じて、諸外国における「風評被害」の解消に努めるとともに、我が国への旅行者や投資の呼び込みに積極的に取り組むこと。

二十七 大島町における土砂災害の教訓を生かし、市町村が、災害が発生する前の「おそれ」の段階から事前の体制を整え、避難準備情報等の対応を行い、また、避難勧告、避難指示を適時的確に発令することができるよう、国として適切な支援を行うこと。

右決議する。

公職選挙法の一部を改正する法律案(第183回国会衆第41号)

(衆議院 25. 11. 15可決 参議院 11. 21政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 12. 4本会議可決)

【要旨】

本法律案は、都道府県の議会の議員の選挙区について、郡の存在意義が大きく変質している現状等に鑑み、一定の要件の下で、市町村を単位として条例で選挙区を定めることができるようにするとともに、指定都市の区域においては、2以上の区域に分けた区域を選挙区の単位としようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、都道府県の議会の議員の選挙区

- 1 都道府県の議会の議員の選挙区は、①一の市の区域、②一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域、③隣接する町村の区域を合わせた区域のいずれかによることを基本とし、条例で定める。
- 2 1の選挙区は、その人口が議員1人当たりの人口(都道府県の人口を都道府県の議会の議員の定数で除して得た数)の半数以上になるようにしなければならない。この場合において、一

の市の区域の人口が議員1人当たりの人口の半数に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて1選挙区を設けるものとする。

3 一の市の区域の人口が議員1人当たりの人口の半数以上であっても議員1人当たりの人口に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて1選挙区を設けることができる。

4 一の町村の区域の人口が議員1人当たりの人口の半数以上であるときは、当該町村の区域をもって1選挙区とすることができる。

5 指定都市に対し1から3までの規定を適用する場合における市の区域は、当該指定都市の区域を2以上の区域に分けた区域とし、この場合においては、区の区域を分割しないものとする。

二、施行期日等

1 この法律は、平成27年3月1日から施行し、施行日以後初めてその期日を告示される都道府県の議会の議員の一般選挙から適用する。

2 一の1にかかわらず、施行日の前日における選挙区で隣接していない町村の区域を含むものがあるときは、当該選挙区に係る区域の変更が行われるまでは、その区域をもって1選挙区とすることができる。

3 都道府県の議会の議員の選挙区の在り方については、この法律の施行後の状況を勘案し、地域の実情や都道府県の自主性に配慮する観点から必要な検討が加えられるものとする。

条 約

投資の促進及び保護に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)

(衆議院 25.11.7承認 参議院 11.15外交防衛委員会付託 11.22本会議承認)

【要旨】

この協定は、我が国とパプアニューギニアとの間において、投資の促進及び保護に関する法的枠組みの整備を通じて両国間の投資の機会を増大させ、経済関係を更に緊密化することを目的として、2011年（平成23年）4月に東京で署名されたものである。

この協定は、前文、本文26箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、一方の締約国は、自国の区域内において、投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分（以下「投資活動」という。）に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。
- 二、一方の締約国は、自国の区域内において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇、並びに十分な保護及び保障を含む国際法に基づく待遇を与えるとともに、恣意的な措置により投資家の投資活動を妨げてはならず、当該投資財産に関して義務を負うこととなった場合には、当該義務を遵守する。
- 三、一方の締約国は、自国の区域内において、裁判所の裁判を受ける権利等に関し、他方の締約国の投資家に対し、内国民待遇又は最恵国待遇を与える。
- 四、いずれの一方の締約国も、自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動の条件として、一定の水準又は割合の物品又はサービスの輸出等の特定措置の履行要求を課し、又は強制してはならない。
- 五、各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為の防止等の措置をとる。
- 六、一方の締約国は、投資財産に関連する事業活動を行うことを目的とする他方の締約国の国籍を有する自然人の入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の関係法令に従い、好意的な考慮を払う。
- 七、いずれの一方の締約国も、公共の目的、無差別、迅速、適当かつ実効的な補償の支払及び正当な法的手続等に従うことに係る条件を満たさない限り、収用又は国有化等を実施してはならない。また、収用又は国有化等に伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならない。
- 八、一方の締約国は、武力紛争等により自国の区域内にある投資財産に関して損失等を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復等の解決方法に関し、内国民待遇又は最恵国待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとっていずれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。
- 九、一方の締約国又はその指定する機関による損害の填補に係る契約等に基づく権利又は請求権の代位を承認する。
- 十、一方の締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からの全ての資金の移転であって、自国内にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保する。
- 十一、一方の締約国は、この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争であって、外交交渉によっても満足な調整に至らなかったものは、仲裁委員会に付託する。
- 十二、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争が協議により解決されない場合には、当該投資紛争は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による調停又は仲裁、投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則による調停又は仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかに付託される。
- 十三、いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生ずる場合又は資金の移転が経済全般の運営に重大な困難をもたらす場合には、前記一（内国民待遇）の規定に基づく義務

であって国境を越える資本取引に係るもの及び前記十（資金の移転）の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる。

十四、両締約国は、知的財産権の十分かつ効果的な保護を与える。この協定のいかなる規定も、両締約国が締結している知的財産権の保護に関する多数国間協定に基づく権利を害し、及び義務を免れさせるものと解してはならない。また、いずれか一方の締約国が締結している知的財産権の保護に関する多数国間協定については、当該一方の締約国が当該多数国間協定により第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を他方の締約国の投資家に与えることを義務付けるものと解してはならない。

十五、両締約国は、投資の漸進的な自由化を更に促進することを目的として、いずれか一方の締約国の要請があった場合には、この協定の見直しを行う。

十六、この協定は、この協定の効力発生に必要な国内法上の手続が完了した旨を通告する両締約国の政府間の外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生じる。この協定は、効力発生の後10年の期間効力を有し、その後は、一方の締約国が他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより終了する時まで引き続き効力を有する。

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とコロンビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第2号)

(衆議院 25. 11. 7承認 参議院 11. 15外交防衛委員会付託 11. 22本会議承認)

【要旨】

この協定は、我が国とコロンビアとの間において、投資の自由化、促進及び保護に関する法的枠組みの整備を通じて両国間の投資の機会を増大させ、経済関係を更に緊密化することを目的として、2011年（平成23年）9月に東京で署名されたものである。この協定は、前文、本文44箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

一、一方の締約国は、自国の区域内において、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分（以下「投資活動」という。）に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。また、一方の締約国は、自国の区域内において、裁判所の裁判を受ける等の権利に関し、他方の締約国の投資家に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。

二、一方の締約国は、自国の区域内において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む国際慣習法に基づく待遇を与えるとともに、他方の締約国の投資家の特定の投資財産に関して義務を負うこととなった場合において、当該投資家が当該投資財産の設立等の際に自国による当該義務の履行を求めることが可能であったときは、当該義務を遵守する。

三、いずれの一方の締約国も、自国の区域内における他方の締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、一定の水準又は割合の物品又はサービスの輸出等の特定措置の履行要求を課し、又は強制してはならない。

四、附属書Ⅰの自国の表に記載する現行の措置については、内国民待遇等の義務は適用されないが、現状維持の義務が課される。附属書Ⅱの自国の表に記載する分野等については、内国民待遇等の義務は適用されず、現状維持の義務も課されない。

五、一方の締約国は、投資活動を行うことを目的とする他方の締約国の国籍を有する自然人の入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の関係法令に従い、妥当な考慮を払う。

六、いずれの一方の締約国も、公共の目的、正当な法的手続等に従うこと、無差別、迅速、適当かつ実効的な補償の支払等の条件を満たさない限り、収用又は国有化等を実施してはならない。また、収用又は国有化等に伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならない。

七、一方の締約国は、自国の区域内における武力紛争等により自国の区域内にある投資財産に関して損失等を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復等の解決方法に関し、内国民待遇又は最恵国待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとって、いずれか有利なものよりも不利でない待

遇を与える。

- 八、一方の締約国又はその指定する機関による損害の填補に係る契約等に基づく権利又は請求権の代位を承認する。
- 九、一方の締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からの全ての資金の移転であって、自国内にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保する。
- 十、いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生ずる場合又は資金の移転が経済全般の運営に重大な困難をもたらす場合には、前記一（内国民待遇）の規定に基づく義務であって国境を越える資本取引に係るもの及び前記九（資金の移転）の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる。
- 十一、両締約国は、知的財産権の十分に於て、効果的かつ無差別的な保護を促進する。この協定のいかなる規定も、両締約国が締結している知的財産権の保護に関する国際協定に基づく権利を害し、及び義務を免れさせるものと解してはならない。また、いずれか一方の締約国が締結している知的財産権の保護に関する国際協定について、当該一方の締約国が当該国際協定により第三国の投資家等に与えている待遇を他方の締約国の投資家等に与えることを義務付けるものと解してはならない。
- 十二、この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争は、可能な限り、協議によって解決し、当該協議によって満足な解決に至らなかったものは、仲裁委員会に決定のため付託する。
- 十三、投資紛争の当事者である一方の締約国の投資家（以下「紛争投資家」という。）と投資紛争の当事者である他方の締約国は、可能な限り、当該投資紛争を友好的な協議及び交渉によって解決する。紛争投資家は、協議及び交渉により解決することができない場合には、一定の請求を、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁、投資紛争解決国際センターに係る追加的制度についての規則による仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかに付託できる。
- 十四、両締約国政府は、この協定の効力発生のために必要とされる国内手続の完了を相互に通告し、この協定は、双方の通告が受領された日のうちいずれか遅い方の日の後30日目の日に効力を生ずる。この協定は、効力発生の後10年の期間効力を有し、その後は、一方の締約国が他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより終了する時まで引き続き効力を有する。

投資の促進及び保護に関する日本国とクウェート国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第3号)

(衆議院 25. 11. 7承認 参議院 11. 15外交防衛委員会付託 11. 22本会議承認)

【要旨】

この協定は、我が国とクウェートとの間において、投資の自由化、促進及び保護に関する法的枠組みの整備を通じて両国間の投資の機会を増大させ、経済関係を更に緊密化することを目的として、2012年（平成24年）3月に東京で署名されたものである。

この協定は、前文、本文28箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、一方の締約国は、自国の区域内において、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分（以下「投資活動」という。）に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。
- 二、一方の締約国は、自国の区域内において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む国際法に基づく待遇を与えるとともに、恣意的な措置により投資家の投資財産の運営等を妨げてはならず、当該投資財産に関して義務を負うこととなった場合には、当該義務を遵守する。一方の締約国は、自国の区域内において、裁判所の裁判を受ける権利等に関し、他方の締約国の投資家に対し、内国民待遇又は最恵国待遇を与える。
- 三、いずれの一方の締約国も、自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動の条件とし

て、一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出する等の特定措置の履行要求を課し、又は強制してはならない。

四、附属書Ⅰの自国の表に記載する現行の措置については、内国民待遇等の義務は適用されないが、現状維持義務が課される。附属書Ⅱの自国の表に記載する分野等については、内国民待遇等の義務は適用されず、及び現状維持義務も課されない。

五、各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為の防止等の措置をとる。

六、一方の締約国は、投資活動を行うことを目的とする他方の締約国の国籍を有する自然人の入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の関係法令に従い、好意的な考慮を払う。

七、いずれの一方の締約国も、公共の目的、無差別、迅速、適当かつ実効的な補償の支払及び正当な法の手続等に従うことに係る条件を満たさない限り、収用又は国有化等を実施してはならない。また、収用又は国有化等に伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならない。

八、一方の締約国は、武力紛争等により自国の区域内にある投資財産に関して損失等を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復等の解決方法に関し、内国民待遇又は最恵国待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとっていずれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。

九、一方の締約国又はその指定する機関による損害の填補に係る契約等に基づく権利又は請求権の代位を承認する。

十、一方の締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からの全ての資金の移転で、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保する。

十一、一方の締約国は、この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争であって、外交交渉によっても満足な調整に至らなかったものは、仲裁裁判所に付託する。

十二、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争が協議により解決されない場合には、当該投資紛争は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による調停又は仲裁、投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則による調停又は仲裁等のいずれかに付託される。

十三、いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生ずる場合又は資金の移転が経済全般の運営に重大な困難をもたらす場合には、前記一（内国民待遇）の規定に基づく義務であって国境を越える資本取引に係るもの及び前記十（資金の移転）の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる。

十四、両締約国は、知的財産権の十分かつ効果的な保護を与える。この協定のいかなる規定も、両締約国が締結している知的財産権の保護に関する多数国間協定に基づく権利を害し、及び義務を免れさせるものと解してはならない。また、いずれか一方の締約国が締結している知的財産権の保護に関する多数国間協定については、当該一方の締約国が当該多数国間協定により第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を他方の締約国の投資家に与えることを義務付けるものと解してはならない。

十五、両締約国政府は、この協定の効力発生のために必要とされる国内法上の手続の完了を相互に通告し、この協定は、双方の通告が受領された日のうちいずれか遅い方の日の後30日目の日に効力を生ずる。この協定は、効力発生の後30年の期間効力を有し、その後は、一方の締約国が他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより終了する時まで引き続き効力を有する。

投資の促進、円滑化及び保護に関する日本国政府、大韓民国政府及び中華人民共和国政府の間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第4号)

(衆議院 25. 11. 7承認 参議院 11. 15外交防衛委員会付託 11. 22本会議承認)

【要旨】

この協定は、我が国、韓国及び中国の間において、投資の促進、円滑化及び保護に関する法的枠組みの整備を通じて3箇国間の投資の機会を増大させ、経済関係を更に緊密化することを目的とし

て、2012年（平成24年）5月に北京で署名されたものである。

この協定は、前文、本文27箇条及び本文並びに協定の不可分の一部を成す議定書から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、各締約国は、自国の領域内において、投資財産の経営、管理、運営、維持、使用、享有及び売却その他の処分（以下「投資活動」という。）に関し、他の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇を与える。また、投資活動及び投資の許可に関連する事項に関し、他の締約国の投資家及びその投資財産に対し、最恵国待遇を与える。
- 二、各締約国は、他の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を与えるとともに、他の締約国の投資家の投資財産に関して取決め又は契約の形式で書面による約束を行うこととなった場合には、当該約束を遵守する。
- 三、各締約国は、自国の領域内において、裁判所の裁判を受ける権利等に関し、他の締約国の投資家に対し、内国民待遇又は最恵国待遇を与える。
- 四、いずれの締約国も、世界貿易機関設立協定附属書一A貿易に関連する投資措置に関する協定により禁止される措置の履行要求を行ってはならない。
- 五、各締約国は、自国の関係法令に従い、投資財産に関連する事業活動を行うことを目的として自国の領域に入国し、及び滞在する希望を有する他の締約国の自然人の入国、滞在及び居住に関する手続を円滑化するよう可能な限り努める。
- 六、各締約国は、自国の法令に従って知的財産権を保護し、知的財産権に関する透明性のある制度を確立し、及び維持し、並びに知的財産の分野における全締約国間の協力及び連絡を促進する。この協定のいかなる規定も、2以上の締約国が締結している知的財産権の保護に関する国際協定に基づく権利を害し、及び義務を免れさせるものと解してはならない。いずれかの締約国が、他の締約国の投資家及びその投資財産に対し、自国が締結している知的財産権の保護に関する国際協定により、それぞれ第三の締約国又は非締約国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を与えることを義務付けるものと解してはならない。
- 七、いずれの締約国も、公共の目的、無差別、迅速、適当かつ実効的な補償の支払及び正当な法的手続等に従うことに係る条件を満たさない限り、収用又は国有化等を実施してはならない。また、収用又は国有化等に伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならない。
- 八、各締約国は、武力紛争等の緊急事態により、自国の領域内にある投資財産に関して損失等を被った他の締約国の投資家に対し、原状回復等の解決方法に関し、内国民待遇又は最恵国待遇のうち当該他の締約国の投資家にとっていずれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。
- 九、各締約国は、自国の領域に向けた又は自国の領域からの全ての資金の移転であって、自国の領域内にある他の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保する。
- 十、一の締約国又はその指定する機関による損害の填補に係る契約等に基づく権利又は請求権の代位を承認する。
- 十一、一の締約国と他の締約国の投資家との間の紛争が協議により解決されない場合には、当該投資紛争は、紛争締約国の権限のある裁判所、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁、投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則による仲裁等のいずれかに付託される。
- 十二、この協定の解釈又は適用に関する締約国間の紛争が協議により満足に解決されない場合には、紛争当事国のいずれかは、当該紛争を仲裁裁判所に付託することができる。
- 十三、いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生ずる場合又は資金の移転が経済全般の運営に重大な困難をもたらす場合には、前記一（内国民待遇）の規定に基づく義務であって国境を越える資本取引に係るもの及び前記九（資金の移転）の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる。
- 十四、全締約国政府は、この協定の効力発生のために必要とされる国内手続の完了を相互に通告し、この協定は、それらの通告が受領された日のうち最も遅い日の後30日目の日に効力を生ずる。

十五、全締約国は、投資を更に促進し、及び全締約国において一層開かれた投資環境を作り出すため、この協定の一般的な見直し並びにこの協定の実施及び運用についての見直しを、発効後3年ごとに又はいずれかの締約国の要請により行う。

投資の促進及び保護に関する日本国とイラク共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第5号)

(衆議院 25. 11. 7承認 参議院 11. 15外交防衛委員会付託 11. 22本会議承認)

【要旨】

この協定は、我が国とイラクとの間において、投資の促進及び保護に関する法的枠組みの整備を通じて両国間の投資の機会を増大させ、経済関係を更に緊密化することを目的として、2012年(平成24年)6月にバグダッドで署名されたものである。

この協定は、前文、本文26箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、一方の締約国は、自国の区域内において、投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分(以下「投資活動」という。)に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。
- 二、一方の締約国は、自国の区域内において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を与えるとともに、恣意的な措置により投資家の投資活動を妨げてはならず、当該投資財産に関して義務を負うこととなった場合には、当該義務を遵守する。
- 三、一方の締約国は、自国の区域内において、裁判所の裁判を受ける権利等に関し、他方の締約国の投資家に対し、内国民待遇又は最恵国待遇を与える。
- 四、いずれの一方の締約国も、他方の締約国と事前に協議することなく、自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動の条件として、現地調達等の特定措置の履行要求を課し、又は強制してはならない。
- 五、各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為の防止等の措置をとる。
- 六、一方の締約国は、投資財産に関連する事業活動を行うことを目的とする他方の締約国の国籍を有する自然人の入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の関係法令に従い、好意的な考慮を払う。
- 七、いずれの一方の締約国も、公共の目的、無差別、迅速、適当かつ実効的な補償の支払及び正当な法的手続等に従うことに係る条件を満たさない限り、収用又は国有化等を実施してはならない。また、収用又は国有化等に伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならない。
- 八、一方の締約国は、武力紛争等により自国の区域内にある投資財産に関して損失等を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復等の解決方法に関し、内国民待遇又は最恵国待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとっていずれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。
- 九、一方の締約国又はその指定する機関による損害の填補に係る契約等に基づく権利又は請求権の代位を承認する。
- 十、一方の締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からの全ての資金の移転であって、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保する。
- 十一、いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生ずる場合又は資金の移転が経済全般の運営に重大な困難をもたらす場合には、前記一(内国民待遇)の規定に基づく義務であって国境を越える資本取引に係るもの及び前記十(資金の移転)の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる。
- 十二、一方の締約国は、この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争であって、外交交渉によっても満足な調整に至らなかったものは、仲裁委員会に付託する。
- 十三、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争が協議により解決されない場合には、当

該投資紛争は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による調停又は仲裁、投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則による調停又は仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかに付託される。

十四、両締約国は、知的財産権の十分かつ効果的な保護を与える。この協定のいかなる規定も、両締約国が締結している知的財産権の保護に関する多数国間協定に基づく権利を害し、及び義務を免れさせるものと解してはならない。また、いずれか一方の締約国が締結している知的財産権の保護に関する多数国間協定については、当該一方の締約国が当該多数国間協定により第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を他方の締約国の投資家に与えることを義務付けるものと解してはならない。

十五、両締約国は、投資の漸進的な自由化を更に促進することを目的として、いずれか一方の締約国の要請があった場合には、この協定の見直しを行う。

十六、この協定は、この協定の効力発生に必要な国内法上の手続が完了した旨を通告する両締約国の政府間の外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生じる。この協定は、効力発生の後10年の期間効力を有し、その後は、一方の締約国が他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、終了させることができる。

社会保障に関する日本国とインド共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第6号)

(衆議院 25. 11. 7承認 参議院 11. 22外交防衛委員会付託 12. 4本会議承認)

【要旨】

この協定は、我が国とインドとの間で、両国間の人的交流に伴って生ずる年金制度への二重加入等の問題の解決を図ることを目的とするものであり、従来からの協議を踏まえ2011年（平成23年）7月に両国政府間で協定の締結交渉を開始した結果、2012年（平成24年）11月16日に東京において署名されたものである。

この協定は、前文、本文29箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、この協定は、我が国については、国民年金、厚生年金保険、国家公務員共済年金、地方公務員等共済年金及び私立学校教職員共済年金について適用し、また、インドについては、被用者のための老齢年金及び遺族年金並びに被用者のための恒久的かつ完全な障害に係る年金について適用する。
- 二、年金制度への強制加入に関しては、原則として、就労が行われる締約国の法令のみを適用する。ただし、被用者が、派遣（第三国の領域を経由する派遣を含む。）の期間が5年を超えない見込みで一時的に相手国において就労する場合には、自国の法令のみを適用する。
- 三、一方の締約国の年金の給付を受ける権利を確立するため、他方の締約国の法令による保険期間を考慮することにより、当該一方の締約国の年金制度への加入期間だけでは必要な期間の要件を満たさない場合においても給付を受ける権利を取得できるようにする。なお、給付額の計算に際しては、それぞれの国内法令の規定に従って、自国の年金制度への加入期間に応じた額を支給する。
- 四、この協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後3箇月目の月の初日に効力を生ずる。発効後は、書面による協定の終了の通告が行われた月の後12箇月目の月の末日まで効力を有する。

社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第7号)

(衆議院 25. 11. 19承認 参議院 11. 22外交防衛委員会付託 12. 4本会議承認)

【要旨】

この協定は、我が国とハンガリーとの間で、両国間の人的交流に伴って生ずる年金制度、医療保

険制度等への二重加入等の問題の解決を図ることを目的とするものであり、従来からの協議を踏まえ2009年（平成21年）11月に両国政府間で協定の締結交渉を開始した結果、2013年（平成25年）8月23日にブダペストにおいて署名されたものである。

この協定は、前文、本文33箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、この協定は、我が国については、年金制度に関し、国民年金、厚生年金保険、国家公務員共済年金、地方公務員等共済年金及び私立学校教職員共済年金について、医療保険制度に関し、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法及び高齢者の医療の確保に関する法律により実施される医療保険制度についてそれぞれ適用し、また、ハンガリーについては、保険に係る義務並びに社会保険の給付及び失業した場合に支払われる給付に充てる保険料の納付に関する法律及び規則並びに社会保険の年金給付に関する法律及び規則について適用する。
- 二、年金制度、医療保険制度等への強制加入に関しては、原則として、就労が行われる締約国の法令のみを適用する。ただし、被用者又は自営業者が、派遣（第三国の領域を経由する派遣を含む。）又は自営活動の予定された期間が5年を超えない見込みで一時的に相手国において就労する場合には、自国の法令のみを適用する。
- 三、一方の締約国の年金の給付を受ける権利を確立するため、他方の締約国の法令による保険期間を考慮することにより、当該一方の締約国の年金制度への加入期間だけでは必要な期間の要件を満たさない場合においても給付を受ける権利を取得できるようにする。なお、給付額の計算に際しては、それぞれの国内法令の規定に従って、自国の年金制度への加入期間に応じた額を支給する。
- 四、この協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の翌月の初日に効力を生ずる。発効後は、書面による協定の終了の通告が行われた年の翌年の末まで効力を有する。

障害者の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣条第8号)

(衆議院 25. 11. 19承認 参議院 11. 22外交防衛委員会付託 12. 4本会議承認)

【要旨】

2001年（平成13年）の第56回国際連合総会において、障害者の権利及び尊厳を保護し、及び促進するための包括的かつ総合的な国際条約を検討するためのアドホック委員会が設置された。同委員会における会合を経て、2006年（平成18年）12月の第61回国際連合総会において、この条約が採択され、2008年（平成20年）5月に効力を生じた。

この条約は、前文、本文50箇条及び末文から成り、主な内容は、次のとおりである。

- 一、この条約は、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。障害者には、長期的な心身の機能障害であって、様々な障壁との相互作用により社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者を含む。
- 二、この条約の原則は、無差別、社会への完全かつ効果的な参加及び包容、差異の尊重並びに人間の多様性の一部及び人類の一員としての障害者の受入れ、機会の均等、施設等の利用の容易さ等とする。
- 三、締約国は、障害に基づくいかなる差別もなしに、全ての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進する。このため、締約国は、この条約において認められる権利の実現のため、全ての適当な立法措置、行政措置その他の措置をとる。
- 四、締約国は、この条約を実施するための法令及び政策の作成及び実施において、並びに障害者に関する問題についての他の意思決定過程において、障害者を代表する団体を通じ、障害者と緊密に協議し、及び障害者を積極的に関与させる。
- 五、締約国は、全ての者が法律の前に平等であることを認める。締約国は、障害に基づくあらゆる差別を禁止するものとし、差別を撤廃することを目的として合理的配慮が提供されることを確保

するための全ての適当な措置をとる。

六、締約国は、障害者が、物理的環境、輸送機関、情報通信並びに他の施設及びサービスを利用する機会を有することを確保するための適当な措置をとる。

七、締約国は、障害者が法律の前に人として認められる権利を有することを再確認する。締約国は、障害者がその法的能力の行使に当たって必要とする支援を利用する機会を提供するための適当な措置をとる。

八、締約国は、障害者が身体的自由及び安全についての権利を享有することを確保し、また、不法に又は恣意的に自由を奪われないこと、いかなる自由の剥奪も法律に従って行われること及びいかなる場合においても自由の剥奪が障害の存在によって正当化されないことを確保する。

九、締約国は、全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるものとし、障害者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包容され、及び参加することを容易にするための効果的かつ適当な措置をとる。

十、締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。

十一、締約国は、障害者が労働についての権利を有することを認める。締約国は、特にあらゆる形態の雇用に係る全ての事項（募集、採用及び雇用の条件、雇用の継続、昇進並びに安全かつ健康的な作業条件を含む。）に関し、障害に基づく差別を禁止すること等のための適当な措置（立法によるものを含む。）をとることにより、労働についての障害者の権利が実現されることを保障し、及び促進する。

十二、締約国は、障害者に対して政治的権利を保障し、及び他の者との平等を基礎としてこの権利を享受する機会を保障するものとし、障害者が、直接に、又は自由に選んだ代表者を通じて、政治的及び公的活動に効果的かつ完全に参加することができることを確保する。

十三、締約国は、国際協力及びその促進が重要であることを認識し、この点に関し、国家間において並びに適当な場合には関連のある国際的及び地域的機関並びに市民社会（特に障害者の組織）と連携して、適当かつ効果的な措置をとる。

十四、締約国は、自国の法律上及び行政上の制度に従い、この条約の実施を促進し、保護し、及び監視するための枠組みを自国内において維持し、強化し、指定し、又は設置する。

十五、障害者の権利に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。締約国は、この条約に基づく義務を履行するためにとった措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する包括的な報告を、この条約が自国について効力を生じた後2年以内に、その後は4年ごとに、更に委員会が要請するときはいつでも、委員会に提出する。委員会は、各報告を検討し、当該報告について、適当と認める提案及び一般的な性格を有する勧告を行うものとし、これらの提案及び勧告を関係締約国に送付する。

万国郵便連合一般規則(二千十二年のドーハ大会議において改正され、及び採択されたもの)及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件(閣条第9号)(先議)

(参議院 25.11.5外交防衛委員会付託 11.8本会議承認 衆議院 12.3承認)

【要旨】

万国郵便連合（以下「連合」という。）は、国際郵便業務の効果的な運営により諸国民の間の通信連絡を増進し、文化、社会及び経済の分野における国際協力に寄与することを目的とする国際連合の専門機関である。2012年（平成24年）9月から10月までカタールのドーハで開催された第25回大会議において、連合の組織及び運営並びに国際郵便業務全般につき見直しが行われた結果、「万国郵便連合一般規則」（以下「一般規則」という。）及び「万国郵便条約」（以下「条約」という。）が採択された。

なお、同時に「郵便送金業務に関する約定」が採択された。

一、一般規則

この一般規則は、前文、本文58箇条及び末文から成り、主な変更点は次のとおりである。

- 1 大会議等に招請されるオブザーバーについての規定を整備する。
- 2 連合の予算の効率的な執行のため、連合の事業計画案を実際に利用可能な財源と一致させた上で確定する権限を管理理事会に付与する。
- 3 郵便業務理事会は、管理理事会の承認を条件として、利用者の資金提供による補助機関を設立することができる旨規定する。

二、条約

この条約は、条約（前文、本文40箇条及び末文から成る。）及び最終議定書（前文、本文16箇条及び末文から成る。）から成り、主な変更点は次のとおりである。

- 1 点字郵便物を盲人用郵便物に変更し、音声の形態等を含むこととする。
- 2 郵便業務に関する連合の保障基準の遵守について規定する。
- 3 個人情報取扱いに関する規定を整備する。
- 4 現行の到着料の適用料率の引上げを行う。

なお、一般規則及び条約は、いずれも2014年（平成26年）1月1日に効力を生じ、一般規則は無期限に、条約は次回の大会議の文書の効力発生の時まで、効力を有する。

郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件(閣条第10号)(先議)

(参議院 25. 11. 5 外交防衛委員会付託 11. 8 本会議承認 衆議院 12. 3 承認)

【要旨】

この約定は、国際郵便送金業務に関する事項についての所要の変更を加えるため、現行の郵便送金業務に関する約定を更新するものであり、2012年（平成24年）9月から10月までカタールのドーハで開催された万国郵便連合の第25回大会議において採択された。この約定は、前文、本文28箇条及び末文から成り、主な変更点は個人情報の利用に関する規定を整備することである。この約定は、2014年（平成26年）1月1日に効力を生じ、次回の大会議の文書の効力発生の時まで効力を有する。

政府調達に関する協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第11号)(先議)

(参議院 11. 5 外交防衛委員会付託 11. 8 本会議承認 衆議院 25. 12. 3 承認)

【要旨】

現行の「政府調達に関する協定」（以下「現行協定」という。）は、世界貿易機関（WTO）設立協定の附属書4に含まれる複数国間貿易協定の一つであり、政府調達に係る法令等について、締約国の産品、サービス及び供給者に対し内国民待遇及び無差別待遇の原則を適用すること等を定めている。

この議定書は、現行協定を改正するものであり、2012年（平成24年）3月30日にジュネーブにおいて採択されたものである。この議定書は、現行協定の適用を受ける機関及びサービスの拡大、開発途上国の同協定への加入に関する特別な取扱い、調達における電子的手段の利用等について定めるものであり、前文、本文5箇条、末文及び附属書から成り、現行協定の前文、本文24箇条及び附属書の規定を削り、この議定書の附属書に定める規定に改めることを定めるものである（以下この議定書によって改正される現行協定を「改正協定」という。）。改正協定は、前文、本文22箇条及び4の附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

一、日本については、現行協定の定める調達手続の適用範囲を次のとおり拡大する。

- 1 中央政府の機関による物品及びサービス（建設サービス等を除く。）の調達に関する基準額を現行協定の13万特別引出権（SDR）から10万特別引出権（SDR）に引き下げる。
- 2 対象となる地方政府の機関として、現行協定作成以降に政令指定都市となった7市（さいたま市、静岡市、堺市、新潟市、浜松市、岡山市及び相模原市）を新たに明記する。
- 3 対象となるサービスとして、食料提供サービス等16サービスを追加する。

- 二、各締約国は、対象調達に関する措置について、他の締約国の物品及びサービスに対し並びに他の締約国の供給者であって締約国の物品及びサービスを提供するものに対し内国民待遇及び無差別待遇を与える。
- 三、締約国は、改正協定への加入に関する交渉において並びに改正協定の実施及び運用に当たり、開発途上国の開発上、資金上及び貿易上のニーズ及び事情について、特別の考慮を払う。締約国は、改正協定に従い、かつ、要請に応じ、開発途上国に対して特別のかつ異なる待遇を与える。
- 四、締約国は、法令、司法上の決定、一般に適用する行政上の決定、法令で義務付けられ、かつ、公示又は入札説明書において示されている標準契約条項及び手続であって対象調達に係るもの並びにそれらの修正を、公衆に広く周知され、その後も容易に閲覧することができる公式に指定された電子的媒体又は紙面により、速やかに公表する。
- 五、対象調達を電子的手段により実施する場合には、調達機関は、一般に利用可能な情報技術システム及びソフトウェアであって、他の一般に利用可能な情報技術システム及びソフトウェアと相互運用性のあるものを利用して当該対象調達が行われること等を確保する。
- 六、調達機関は、入札に参加した供給者に対し、当該調達機関の落札の決定を、供給者から要請があったときは書面により、速やかに通知する。
- 七、締約国は、他の締約国の要請に応じ、調達が公正かつ公平に及び改正協定に従って行われたか否かを判断するために必要な情報（落札とされた入札の特色及び相対的な利点についての情報を含む。）を速やかに提供する。
- 八、締約国は、附属書 I の自国の付表に関する訂正、一の付表から他の付表への機関の転記、機関の削除その他の修正の提案を各締約国の代表で構成する政府調達に関する委員会に通報する。
なお、この議定書は、現行協定の締約国の 3 分の 2 がこの議定書の受諾書を寄託した後 30 日目の日に、それらの現行協定の締約国について効力を生ずる。その後当該受諾書を寄託した現行協定の締約国については、その寄託の日の後 30 日目の日に効力を生ずる。

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第12号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本協定は、原子力の平和的利用に関する我が国とアラブ首長国連邦との間の協力のための法的枠組みを提供するものであり、核物質等の平和的非爆発目的利用、国際原子力機関による保障措置の適用、原子力安全関連条約に基づく措置の実施、核物質防護措置の実施等について定めるものである。

平和的目的のための原子力の利用における協力のための日本国政府とトルコ共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第13号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本協定は、原子力の平和的利用に関する我が国とトルコとの間の協力のための法的枠組みを提供するものであり、核物質等の平和的非爆発目的利用、国際原子力機関による保障措置の適用、原子力安全関連条約に基づく措置の実施、核物質防護措置の実施等について定めるものである。

承認を求めるの件

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(第183回国会閣承認第4号)

(衆議院 25.11.21承認 参議院 11.25国土交通委員会付託 11.27本会議承認)

【要旨】

本件は、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第3条第3項の規定により、平成25年4月5日に閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」に基づく入港禁止の実施につき、同法第5条第1項の規定に基づいて国会の承認を求めようとするものである。

入港禁止措置の主な内容は次のとおりである。

- 一 北朝鮮が平成18年7月5日に弾道ミサイルを発射したことに加え、同年10月9日、核実験を実施したとしていることは、我が国のみならず、東アジア及び国際社会の平和と安全に対する重大な脅威であるとともに、日朝平壤宣言、六者会合の共同声明、国連安保理決議等にも違反するものであり、その後の我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、我が国の平和及び安全を維持するため特に必要があると認め、北朝鮮船籍の全ての船舶の本邦の港への入港を禁止することとする。
- 二 入港禁止の期間は、平成18年10月14日から平成27年4月13日までの間。ただし、万景峰92号については、平成18年10月13日から平成27年4月13日までの間。
- 三 必要な人道上の配慮を行うとともに、法令の執行に支障を及ぼさないようにする。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(第183回国会閣承認第5号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本件は、外国為替及び外国貿易法第10条第1項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」に基づき、平成25年4月14日から平成27年4月13日までの間、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき経済産業大臣の承認を受ける義務を課する等の措置を講じたことについて、同条第2項の規定に基づいて国会の承認を求めるものである。

予備費等承諾を求めるの件

平成二十三年度一般会計東日本大震災復旧・復興予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

(衆議院 継続審査)

【要旨】

一般会計東日本大震災復旧・復興予備費予算額5,656億円のうち、平成23年8月19日から24年2月10日までの間に使用を決定した金額は4,909億円で、その内訳は、①東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質の除染事業等に必要な経費2,179億円、②東日本大震災により被害を受けた中小企業者の施設等に係る中小企業等グループ施設等復旧整備事業に必要な経費1,248億円、③東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により汚染された牛肉・稲わらに係る肉用牛肥育農家支援対策等に必要な経費863億円、④東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による被害に係る応急の対策に関する事業に必要な経費403億円などである。

平成二十三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

(衆議院 継続審査)

【要旨】

一般会計予備費予算額3,500億円のうち、平成23年4月19日から24年3月27日までの間に使用を決定した金額は748億円で、その内訳は、①災害救助費等負担金の不足を補うために必要な経費503億円、②大雪に伴う道路事業に必要な経費113億円、③水俣病被害者の救済に必要な経費92億円などである。

平成二十三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

(衆議院 継続審査)

【要旨】

特別会計予備費予算総額1兆484億円のうち、平成24年3月27日に使用を決定した金額は16億円で、その内訳は、社会資本整備事業特別会計道路整備勘定における大雪に伴う道路事業に必要な経費16億円である。

平成二十三年度特別会計予算総則第十七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

(衆議院 継続審査)

【要旨】

平成23年4月18日から24年3月27日までの間に決定した経費増額総額は4,938億円で、その内訳は、地震再保険特別会計における再保険金に必要な経費の増額3,484億円、社会資本整備事業特別会計道路整備勘定における大雪に伴う道路事業に必要な経費の増額113億円などである。

平成二十四年度一般会計経済危機対応・地域活性化予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

(衆議院 継続審査)

【要旨】

一般会計経済危機対応・地域活性化予備費予算額9,099億円のうち、平成24年10月26日から11月30日までの間に使用を決定した金額は9,099億円で、その内訳は、①保育所緊急整備事業等に必要な経費1,118億円、②中小企業信用保険事業に必要な経費950億円、③重点分野雇用創造事業に必要な経費800億円などである。

平成二十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

一般会計予備費予算額3,500億円のうち、平成24年6月12日から12月20日までの間に使用を決定した金額は1,131億円で、その内訳は、①衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費698億円、②領海における警備体制の緊急整備に必要な経費169億円、③水俣病被害者の救済に必要な経費140億円などである。

平成二十四年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

特別会計予備費予算総額2兆1,649億円のうち、平成24年10月26日から11月30日までの間に使用を決定した金額は3,396億円で、その内訳は、①東日本大震災により被害を受けた中小企業者の施設等に係る中小企業等グループ施設等復旧整備事業に必要な経費800億円、②災害救助等に必要な経費781億円、③公立学校の安全対策に必要な経費581億円などである。

平成二十四年度特別会計予算総則第二十二條第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

平成24年7月6日から11月30日までの間に決定した経費増額総額は1,059億円で、その内訳は、防災・減災対策に係る河川事業に必要な経費の増額317億円、防災・減災対策に係る道路事業に必要な経費の増額155億円などである。

平成二十四年度特別会計予算総則第二十二條第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

平成25年2月26日に決定した経費増額総額は145億円で、その内訳は、交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額145億円である。

決算その他

平成二十三年度一般会計歳入歳出決算、平成二十三年度特別会計歳入歳出決算、平成二十三年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十三年度政府関係機関決算書

(衆議院 継続審査 参議院 第184回国会25.8.2決算委員会付託 継続審査)

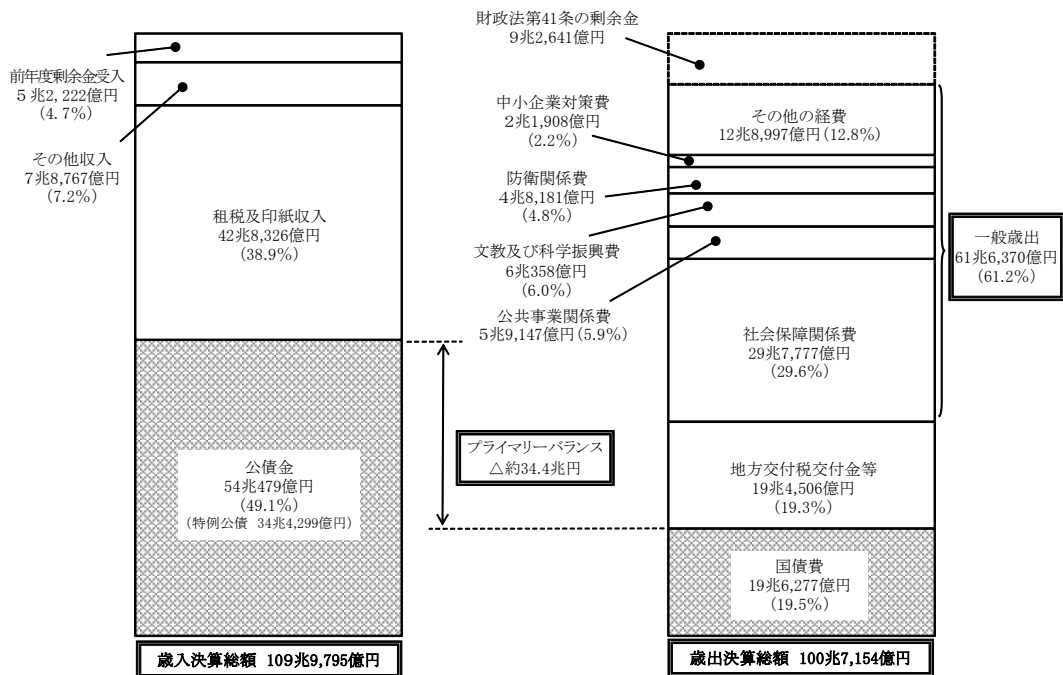
平成二十三年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は109兆9,795億円、歳出決算額は100兆7,154億円であり、差引き9兆2,641億円の剰余を生じた。この剰余金は財政法第41条の規定により、平成二十四年度の歳入に繰り入れられた。なお、財政法第6条の純剰余金は1兆9,790億円である。

平成二十三年度特別会計歳入歳出決算における17の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は409兆9,236億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は376兆4,631億円である。

平成二十三年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は52兆3,357億円であり、資金からの一般会計等の歳入への組入額等は51兆6,066億円であるため、差引き7,291億円の剰余を生じた。

平成二十三年度政府関係機関決算書における3機関の収入済額を合計した収入決算額は1兆1,711億円、支出済額を合計した支出決算額は1兆2,736億円である。

〈平成二十三年度一般会計歳入歳出決算の概要〉



(資料)「平成23年度決算の説明」より作成

平成二十三年度国有財産増減及び現在額総計算書

(衆議院 継続審査 参議院 第184回国会25.8.2決算委員会付託 継続審査)

平成二十三年度国有財産増減及び現在額総計算書における23年度中の国有財産の差引純増加額は1兆6,603億円、23年度末現在額は102兆8,543億円である。

平成二十三年度国有財産無償貸付状況総計算書

(衆議院 継続審査 参議院 第184回国会25.8.2決算委員会付託 継続審査)

平成二十三年度国有財産無償貸付状況総計算書における23年度中の国有財産の無償貸付の差引純減少額は156億円、23年度末現在額は1兆442億円である。

平成二十四年度一般会計国庫債務負担行為総調書(その1)

(衆議院 継続審査 参議院 委員会未付託 審査未了)

財政法第15条第2項の規定による平成24年度一般会計国庫債務負担行為の限度額1,000億円のうち、平成24年10月26日に決定した国庫債務負担行為総額は343億円で、その内訳は、国土交通省所管の大型巡視船代船建造に必要な経費226億円などである。

平成二十四年度一般会計歳入歳出決算、平成二十四年度特別会計歳入歳出決算、平成二十四年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十四年度政府関係機関決算書

(衆議院 継続審査 参議院 委員会未付託 審査未了)

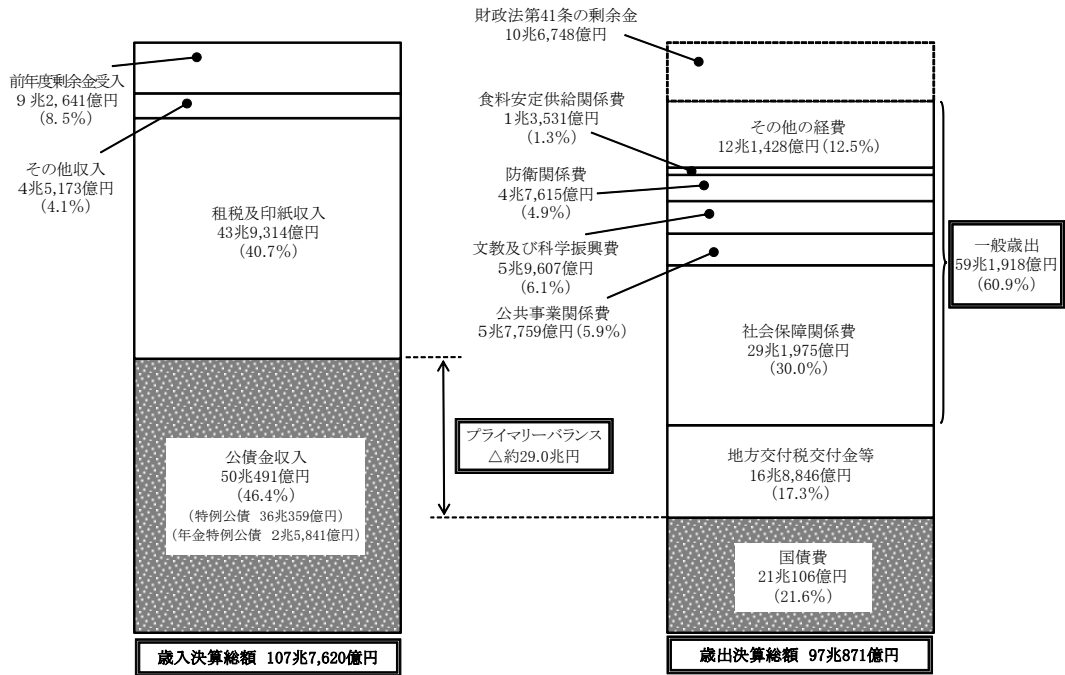
平成二十四年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は107兆7,620億円、歳出決算額は97兆871億円であり、差引き10兆6,748億円の剰余を生じた。この剰余金は財政法第41条の規定により、平成二十五年度の歳入に繰り入れられた。なお、財政法第6条の純剰余金は1兆6,892億円である。

平成二十四年度特別会計歳入歳出決算における18の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は412兆5,334億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は377兆117億円である。

平成二十四年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は54兆1,067億円であり、資金からの一般会計等の歳入への組入額等は53兆3,469億円であるため、差引き7,597億円の剰余を生じた。

平成二十四年度政府関係機関決算書における4機関の収入済額を合計した収入決算額は1兆1,828億円、支出済額を合計した支出決算額は1兆2,158億円である。

〈平成二十四年度一般会計歳入歳出決算の概要〉



（資料）「平成24年度決算の説明」より作成

平成二十四年度国有財産増減及び現在額総計算書

（衆議院 継続審査 参議院 委員会未付託 審査未了）

平成二十四年度国有財産増減及び現在額総計算書における24年度中の国有財産の差引純増加額は2兆4,004億円、24年度末現在額は105兆2,547億円である。

平成二十四年度国有財産無償貸付状況総計算書

（衆議院 継続審査 参議院 委員会未付託 審査未了）

平成二十四年度国有財産無償貸付状況総計算書における24年度中の国有財産の無償貸付の差引純減少額は272億円、24年度末現在額は1兆169億円である。

N H K 決 算

日本放送協会平成二十二年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 25.12.6異議がない 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会の平成22年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

平成22年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は8,772億円、負債合計は3,105億円、純資産合計は5,667億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は6,801億円、経常事業支出は6,495億円となっており、経常事業収支差金は306億円となっている。

日本放送協会平成二十三年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 25.12.6異議がない 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会の平成23年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

平成23年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は8,967億円、負債合計は3,076億円、純資産合計は5,891億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は6,935億円、経常事業支出は6,669億円となっており、経常事業収支差金は265億円となっている。

日本放送協会平成二十四年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会の平成24年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

平成24年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は9,300億円、負債合計は3,214億円、純資産合計は6,086億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は6,591億円、経常事業支出は6,469億円となっており、経常事業収支差金は121億円となっている。